

医療介護総合確保促進法
に基づく山梨県計画

平成 27 年 11 月

山 梨 県

目 次

1．計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方	1
(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定	12
(3) 計画の目標の設定等	13
(4) 目標の達成状況	19

2．事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法	20
(2) 事後評価の方法	20

3．計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等	21
(2) 事業の実施状況	80

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

平成37年(2025年)に団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えるにあたり、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図り、地域において急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを切れ目や過不足なく確保する体制を整備していくことが、喫緊の課題となっている。

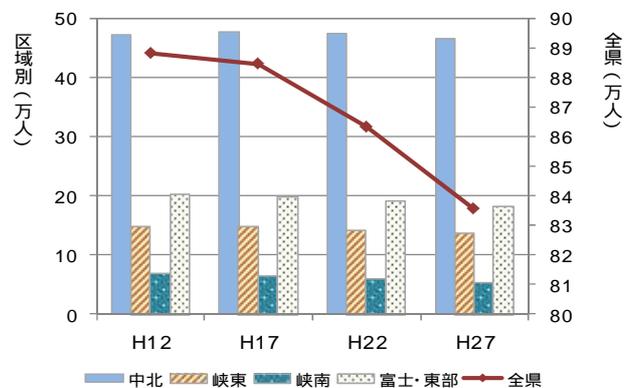
本県においても、今後、高齢化は一層進展し、平成37年には、県民の3人に1人が65歳以上の高齢者に、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になることが推計され、また、高齢者の増加に伴い、在宅ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加も見込まれている。

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めていく必要があることから、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づく本計画を策定し、平成27年度に対応すべき以下の諸課題の解決に向けた取組を進めるものとする。

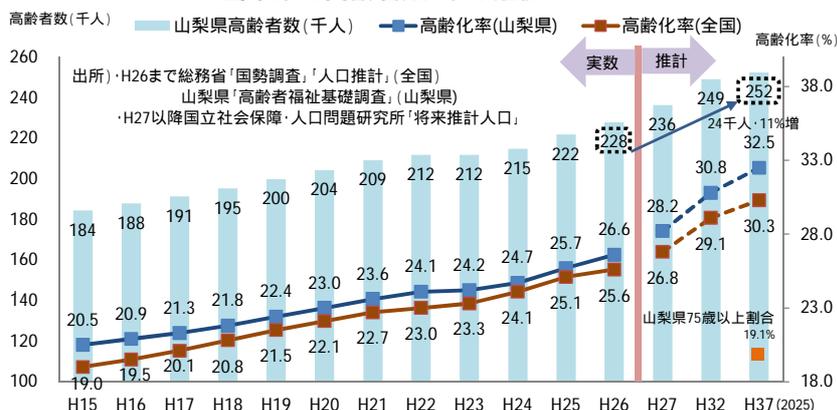
山梨県の人口 (単位:人)

	H12	H17	H22	H27
山梨県全県	888,172	884,515	863,075	835,618
中北	472,472	476,572	473,854	464,508
峡東	147,747	146,319	141,288	136,110
峡南	67,022	63,466	58,137	52,957
富士・東部	200,931	198,158	189,796	182,043

(総務省国勢調査(～H22)、H27.5山梨県常住人口調査)



山梨県の高齢者数・率の推移



一 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

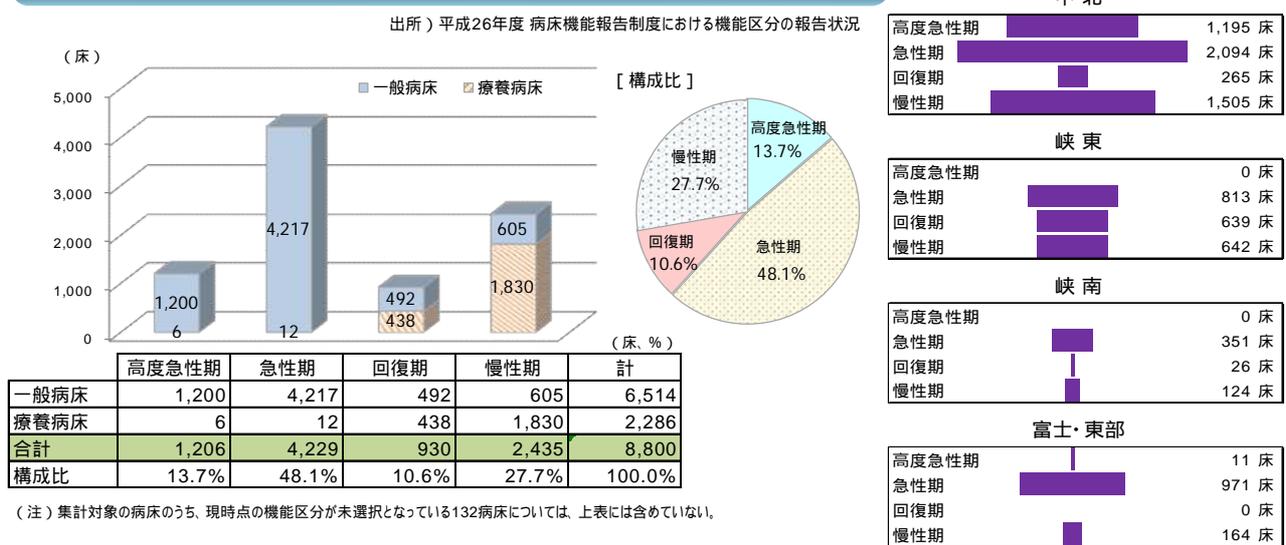
[現状と課題]

ア．一般病床及び療養病床の機能分化の推進

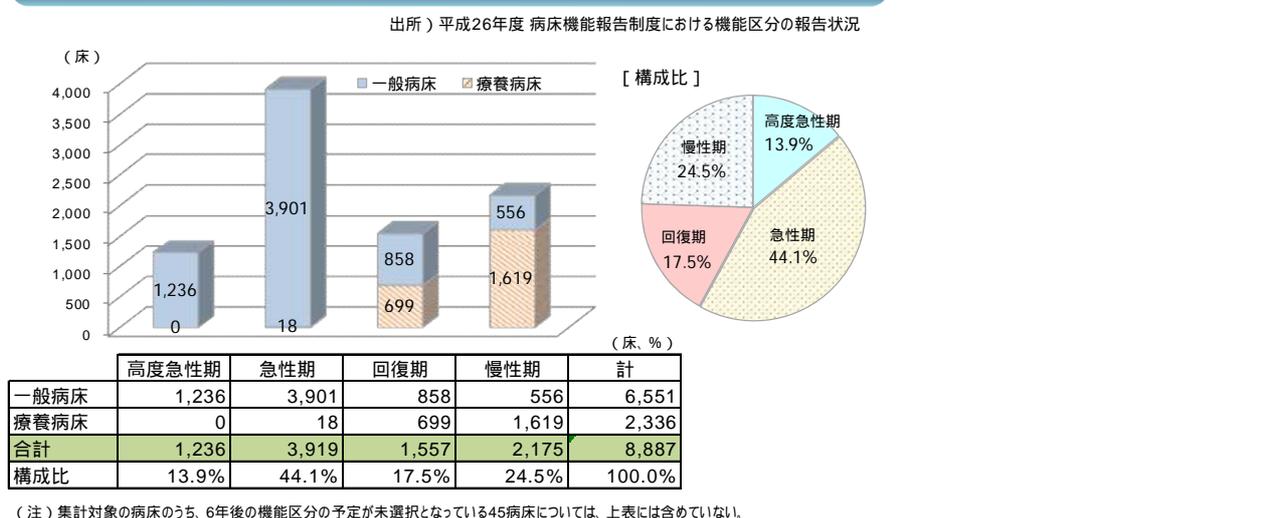
○ 平成 26 年度の病床機能報告（許可病床ベース）では、本県の一般病床及び療養病床を有する医療機関における機能区分別の病床数は、高度急性期機能 1,206 床、急性期機能 4,229 床、回復期機能 930 床、慢性期機能 2,435 床であり、回復期機能の構成比が低く、急性期機能や慢性期機能の構成比が高くなっている。

また、6 年後に医療機関が予定している機能区分別の病床数は、高度急性期機能 1,236 床、急性期機能 3,919 床、回復期機能 1,557 床、慢性期機能 2,175 床となっており、今後、急性期及び慢性期機能の病床数を削減する一方で、主に回復期機能の病床数を増床していく意向が見られる。

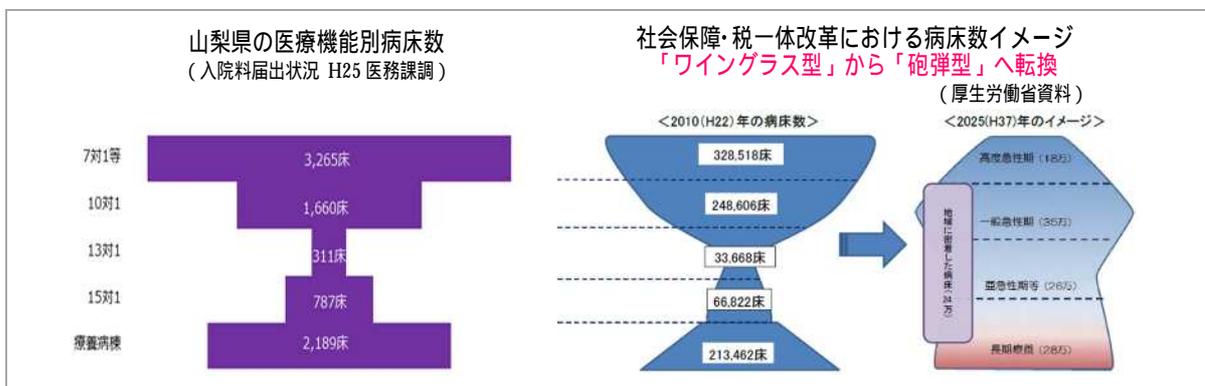
平成26年7月1日時点の機能区分別の病床数（許可病床）【山梨県】



6年が経過した日における機能区分別の予定病床数（許可病床）【山梨県】



- 本県では、峡東地域を中心に回復期リハビリテーション機能を有する医療機関が多く整備されているものの、県全域では回復期機能が少なく、今後の疾病構造の変化を見据えた医療需要を支えるには、急性期機能や慢性期機能から回復期機能への移行等が必要である。
- 病床の機能分化・連携の推進については、今後策定する地域医療構想において、本県の実情を踏まえつつ、地域ごとにバランスのとれた機能区別の病床数を定め、医療機関の自主的な取組により適正化を進めていくことになるが、現時点でも不足が明らかな回復期機能の充実・強化を図る必要がある。
- また、今後は、受け皿となる在宅医療の充実・強化が重要となるが、在宅患者の急変時における受入機能の不足が指摘されていることから、これを強化するための取組を推進する必要がある。



イ．精神病床の機能分化の推進

- 精神病床は、病床機能報告の対象となる一般病床や療養病床とは異なる区分とされており、国の指針において、良質かつ適切な精神医療の提供のため、精神疾患の状態や特性に応じた精神病床の機能分化を進めることとされている。
- 本県の精神科入院医療は、11病院により提供されているが、長期入院患者が多く、入院期間が長期化した場合には、精神障害者の社会復帰が困難になる傾向があることを踏まえ、新たに入院する急性期の精神障害者が早期に退院できるよう、手厚く密度の高い医療や退院に向けた取組を推進する必要がある。

[課題解決に向けた主な取組]

- 病床の機能分化・連携体制の構築に向け、在宅復帰を推進する回復期機能等の充実・強化を図るため、回復期リハビリテーション機能の強化に必要な設備整備や、在宅患者の急変時における受入機能の強化に必要な設備整備等を推進する。
- 精神科病院の病床機能転換事業を支援し、既存療養型病床の削減及び急性期対応型病床の整備を推進する。
- 効率的な医療連携体制の構築に向け、ICTを活用した地域医療ネットワークの基盤整備を推進する。

二 居宅等における医療の提供

[現状と課題]

ア．在宅医療の推進

- 本県における在宅医療の現状は、末期がん等になった際に在宅療養を希望する者が半数を超えるなど、県民の在宅医療へのニーズは高い。

人生の最終段階に希望する療養（平成 24 年山梨県県民保健医療意識調査）

それまでの病院に入院	緩和ケア病棟・病床に入院	在宅療養し必要時にそれまでの病院に入院	在宅療養し必要時に緩和ケア病棟・病床に入院	最後まで在宅療養	専門的医療機関で治療に向けた積極的治療	特養老人ホーム等に入所	その他・わからない・不明
9.3%	15.6%	13.7%	29.9%	8.8%	8.0%	1.4%	13.2%
52.4%							

- しかし、人口 10 万人当たりの在宅療養支援診療所数が全国平均を大きく下回るなど、本県の在宅医療提供体制は総じて脆弱であることから、引き続き在宅医療に取り組みやすい環境を整備し、在宅医療を担う医師や看護師の確保・養成、医師連携・多職種連携体制の構築等の課題に対応するための取組を総合的に推進していく必要がある。

在宅医療を提供する施設の数（診療報酬施設基準 平成 25 年 1 月現在）

	全県					人口 10 万対	
		中北	峡東	峡南	富士・東部	山梨県	全国(H23)
在宅療養支援病院	6	2	2	2	0	0.70	0.38
在宅療養支援診療所	54	32	12	0	10	6.31	10.27
在宅療養支援歯科診療所	34	14	10	2	8	3.97	3.20
訪問看護ステーション	46	25	7	8	6	5.38	6.07
訪問薬剤管理指導料届出薬局	262	158	38	12	54	30.62	32.73

- 在宅医療を支える訪問看護に関しては、県内の訪問看護ステーションは小規模なものが多く、1つのステーションでは対応困難な事例や新人訪問看護師の養成ができないといった課題が指摘されていることから、訪問看護ステーション間、あるいは医療機関と訪問看護ステーション間のコーディネートの役割を果たし、訪問看護師の育成等を推進するための拠点機能の整備が必要である。

イ．在宅歯科医療の推進

- 在宅歯科医療については、専門的口腔ケア、口腔機能リハビリテーションに対応できる歯科医師等の養成確保や、脳卒中や糖尿病等の全身疾患と歯科疾患との関係性から一層の医科歯科連携、居宅の現場における多職種連携が求められており、これらに対応できる人材の育成が必要である。

ウ．在宅医療（薬剤）の推進

- 在宅がん患者等の療養生活を支えるためには、抗がん剤等の調剤処理を行うことができる拠点薬局の整備や、在宅医療・介護に取り組む薬局・薬剤師の育成が必要である。

[課題解決に向けた主な取組]

- 医療関係者や多職種による協議会の設置・運営、研修会開催等を支援し、在宅医療に関する課題解決に向けた体制の整備や、在宅医療を担う人材の育成を図る。
- 訪問看護ステーション間や医療機関・訪問看護ステーション間のコーディネートの役割を果たし、訪問看護師の育成等を推進するための拠点機能を担う訪問看護支援センターを設置し、訪問看護師の確保・定着を図るとともに、新人訪問看護師等養成研修、訪問看護の普及啓発のための研修会の開催等を支援し、在宅医療の推進を図る。
- 歯科医療が必要な高齢者に対する医科やりハビリの分野での視点等を学び、広い視野で患者を診るグループワークを中心とした研修事業、在宅がん患者口腔ケア研修事業、医科・歯科連携のための研修事業の開催を支援する。
- 在宅医療・介護に取り組む薬局・薬剤師の養成や、地域の拠点薬局に整備した無菌調剤設備による製剤方法等の技術向上のための研修事業の開催を支援する。

三 介護施設等の整備

[現状と課題]

- 本県ではこれまで、自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を計画的に実施してきた。これにより、本県の要介護認定者数に対する特別養護老人ホームの定員数は、全国でも上位に位置している。

特別養護老人ホーム整備状況(平成25年度)

	65歳以上人口	要介護認定者数	特別養護老人ホーム定員数			要介護認定者のうち入所待機者数	
			65歳以上千人当たり定員数	要介護認定者千人当たり定員数	要介護認定者のうち入所待機者数	入所待機者の割合	
	a	b	c	c/a	c/(b/1000)	d	d/b*100
全国合計	31,898千人	4,215,684人	524,390人	16.4人	124.4人	514,159人	12.2%
山梨県	225千人	29,892人	4,257人	18.9人	142.4人	7,495人	25.1%
				都道府県別12位	都道府県別9位		

- ・65歳以上人口(a)は平成25年10月1日現在。「総務省人口推計」より
- ・要介護認定者数(b)は平成26年3月末現在。「介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)」より
- ・定員数(c)は平成26年3月31日現在。山梨県調査
- ・入所待機者数(d)は平成25年厚生労働省調査(調査時点は都道府県によって異なる)

- しかし、特別養護老人ホームへの入所申込者(待機者)は、依然として全国平均より多く、入所の緊急性の高い方(在宅の要介護度4・5の方)も相当数待機している状況にある。
- これら緊急性の高い待機者の数は、健康長寿やまなしプラン(平成24年度～平成26年度)に基づく施設整備の進展等により減少してきたが、今後、高齢化の進展によって再び増加することが見込まれるため、その解消に向けて計画的な施設整備が必要となる。

[課題解決に向けた主な取組]

- 居宅での生活が困難な高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型を基本として特別養護老人ホーム等の整備を進める。
- 老朽化が進んでいる特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについて、生活環境の向上を図るとともに、個室ユニット型施設を基本としたプライバシーに配慮した施設整備を支援するため、助成措置を講じて計画的に改築整備を進める。

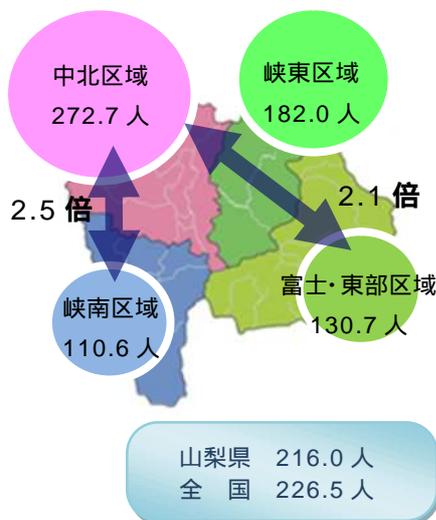
四 医療従事者の確保

[現状と課題]

ア．医師確保

- 本県の平成 24 年 12 月末現在の医療施設従事医師数は 1,840 人で、人口 10 万人当たりでは 216.0 人となり、全国平均（226.5 人）を大きく下回る。
- 医療区域別の人口 10 万対医師数では、中北区域 272.7 人、峡東区域 182.0 人、峡南区域 110.6 人、富士・東部区域 130.7 人となっており、中北区域に集中する一方で、峡南区域、富士・東部区域では医師数が極めて少なく地域偏在が著しい。
- 診療科別では、就業診療科と必要診療科とのミスマッチにより、人口 10 万対医師数が全国平均を下回っている産婦人科等の医師不足感が強く、診療科間でも偏在が生じている。
- 医師の確保については、これまで、医師総数確保のための山梨大学の医学生を対象とした地域枠、医師修学資金制度などに取り組んでいるが、地域の医療提供体制の維持・確保のため、地域偏在・診療科偏在の解消等に向けた取組の一層の強化が必要である。
- 医療従事者の確保が困難になっている背景として、若い世代の職業意識の変化や医療ニーズの多様化、医師の偏在等が挙げられる。特に、当直や夜勤、交替制勤務を行う医師の勤務環境が厳しい状況に置かれていることから、県民に将来にわたり質の高い医療サービスを提供するためには、勤務環境の改善を一層進めることにより、人材の定着を図ることが必要である。

医療圏別人口 10 万人あたり
医療施設従事医師数（平成 24 年）

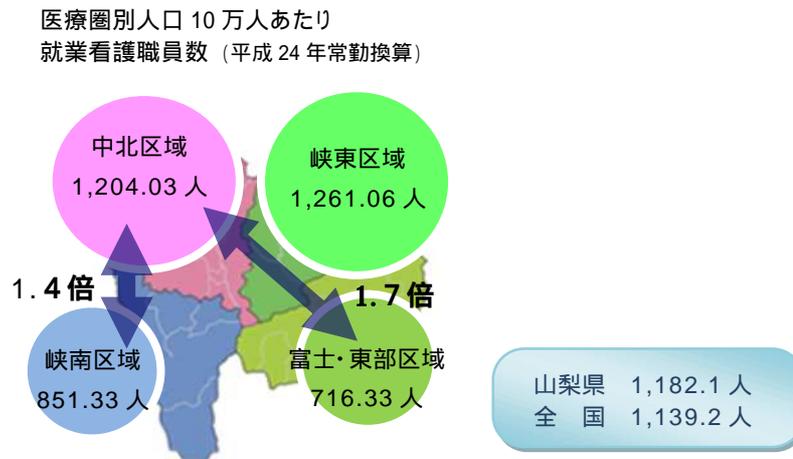


主な診療科別医師数（平成 24 年医師・歯科医師・薬剤師調査）

診療科	実数 (人)		人口10万対 (人)	
	山梨	全国	山梨	全国
総数	1,840	216	226.5	
内科(一般内科)	381	44.7	48	
呼吸器内科	26	3.1	4.2	
循環器内科	75	8.8	9.1	
消化器内科	82	9.6	10.3	
腎臓内科	17	2	2.7	
神経内科	26	3.1	3.4	
糖尿病内科	28	3.3	3.1	
皮膚科	53	6.2	6.8	
小児科	119	14	12.8	
精神科	84	9.9	11.6	
外科(一般外科)	98	11.5	12.6	
心臓血管外科	21	2.5	2.3	
消化器外科	46	5.4	3.7	
泌尿器科	47	5.5	5.3	
脳神経外科	56	6.6	5.5	
整形外科	156	18.3	16.1	
眼科	87	10.2	10.1	
耳鼻咽喉科	63	7.4	7.1	
産婦人科	66	7.7	8.2	
産科	4	0.5	0.4	
婦人科	16	1.9	1.4	
放射線科	34	4	4.7	
麻酔科	52	6.1	6.4	

イ．看護職員確保

- 平成 24 年 12 月末現在の看護職員数は 10,068 人で、人口 10 万人あたりでは 1,182.1 人となり、県全域では全国平均（1,139.2 人）を上回っている。
- しかし、平成 23 年に策定した第 7 次看護職員需給見通しでは、無床診療所や介護保険施設等で需要を上回るものの、病院、有床診療所等では需要を満たさず、依然として看護職員不足が続いている。
- 医療区域別では、中北区域や峡東区域に看護職員が集中し、峡南区域や富士・東部区域との間で、地域偏在が著しい。
- 地域における医療提供体制の維持・確保には、地域偏在の解消が急務であるほか、今後、少子化の進展に伴い新卒看護職員の増加が見込めないことから、離職防止や潜在看護職員の再就業支援などの確保対策の充実や、医療安全の確保を図りつつ、看護職員の負担軽減を図る取組を進める必要がある。
- また、新卒看護職員の卒後臨床研修の努力義務化や、医療の高度・専門化による看護の質の向上、在宅医療の需要増加に対応した看護職員の育成・確保を進める必要がある。



[課題解決に向けた主な取組]

- 地域医療支援センターを設置・運営し、医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。
- 勤務環境が特に厳しい産科医及び助産師の勤務条件を改善することにより産科医等の確保を図るため、産科医等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。
- 新人看護職員に対する研修、看護職員の成長段階に合わせた専門分野別の研修、潜在看護職員を含む有資格者の復職支援研修、多様な勤務形態等の導入や職場環境改善に関する研修等の実施を支援する。

- 潜在看護職員の就業相談会の実施や、院内保育所運営などの離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策を支援する。
- 病棟の効率的運営による医療従事者の負担軽減や医療提供体制の改善を図るため、医療機器に連動したナースコールシステムや離床センサーの整備を支援する。

五 介護従事者の確保

[現状と課題]

- より良い介護サービスの提供のためには、介護人材の確保と資質の向上が必要であるため、県ではこれまで、介護人材の養成事業や職業訓練を実施して、介護人材の確保を図ってきた。
- しかし、介護事業所の人手不足感は解消せず、県内の介護サービス事業所を対象とした平成 25 年度の調査結果を見ると、事業所の 53.3%が、従業員が不足していると回答しており、特に、訪問介護員（83.3%）介護職員（46.2%）の不足感が高くなっている（介護労働安定センター「平成 25 年度介護労働実態調査・山梨県版」）。介護分野の有効求人倍率や離職率は、全産業中でも上位に位置しており、需要と供給のバランスが取れていない状況である。

従業員の過不足の状況 山梨県

	当該職種のある事業所数	(%)					
		大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	(不足感 + 再掲)
全 体	45	4.4	11.1	37.8	46.7	-	53.3
訪問介護員	18	11.1	33.3	38.9	16.7	-	83.3
サービス提供責任者	12	-	-	16.7	75.0	8.3	15.7
介護職員	39	-	15.4	30.8	53.8	-	45.2
看護職員	29	-	13.8	24.1	62.1	-	37.9
生活相談員	33	-	6.1	12.1	81.8	-	18.2
P T ・ O T ・ S T 等	8	-	-	25.0	75.0	-	25.0
介護支援専門員	22	-	4.5	18.2	77.3	-	22.7

出所：平成 25 年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)

- 厚生労働省の推計によると、本県の介護職員数は、10,919 人（平成 24 年 10 月）となっており、高齢化の進展等に伴って、今後も介護サービス利用者は増加し、平成 37 年（2025 年）には、本県でも現状の 1.4 倍程度の介護人材が必要となると見込まれている。
- 介護人材を確保するためには、人材養成や処遇改善を進めるとともに、職場環境の改善を図り、介護サービス事業所等への定着を促進する必要がある。
- また、介護の仕事に関する正しい理解の促進とイメージアップを図る必要がある。
- さらに、介護が必要な高齢者の増加や認知症高齢者、在宅寝たきり高齢者の増加に対応し、介護サービスの質を確保するため、介護従事者の資質向上を図る必要がある。

〔課題解決に向けた主な取組〕

ア．介護人材の確保・定着の促進

- 介護人材等の安定的な確保を図るため、福祉人材センターを活用し、潜在的資格取得者の掘り起こしや再就労を支援する人材確保対策事業を推進する。
- 質の高い介護従事者の継続的な確保及び定着を進めていくため、介護事業等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善等を図る。
- 福祉・介護の仕事の魅力を知ってもらうため、高校生等を対象とした講演会の開催やマスメディアを通じた広報を実施するとともに、福祉・介護の仕事への理解を促進するため、職場体験等を行う福祉の仕事セミナーの開催や福祉のしごとガイドブックを作成し広報を推進する。

イ．介護人材の資質向上の推進

- 訪問介護事業所のサービス提供責任者や介護保険施設等の介護職員を対象として、介護の実践的な知識の習得や技術の向上を図るための研修を行う。
- 認知症介護を提供する事業所を管理する者等を対象として、認知症高齢者支援のための考え方、方法、技術を習得する認知症介護実践者研修を行うことにより、介護現場における中核的役割を担う人材の育成を図る。
- 要介護者等の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現のため、介護支援専門員等を対象として体系的な研修を実施することにより、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、その専門性の向上を図る。
- 特別養護老人ホーム等の介護従事者等に、たんの吸引・経管栄養等の医行為1について、国が定める一定の研修を実施することにより、医療的ケアのニーズに対応可能な人材の確保とサービスの質の向上を図る。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

山梨県における医療介護総合確保区域については、中北地域、峡東地域、峡南地域、富士・東部地域を区域とする。

- 二次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
 二次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
 (異なる理由：)



区域名	面積 (km ²)	人口 (人、H22)	人口密度 (人/km ²)	高齢化率 (H26)	構成市町村
中北区域	1,335.99 (29.9%)	473,854 (54.9%)	354.7	25.3%	甲府市、斐崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町
峡東区域	755.80 (16.9%)	141,288 (16.4%)	186.9	28.1%	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南区域	1,059.54 (23.8%)	58,137 (6.7%)	54.9	35.1%	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部区域	1,309.34 (29.4%)	189,796 (22.0%)	144.9	26.2%	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

(3) 計画の目標の設定等

山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画¹や介護保険事業支援計画²に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業(1)事業の内容等」に記載する。

1「山梨県地域保健医療計画」(平成25年度～平成29年度)

2「健康長寿やまなしプラン」(平成27年度～平成29年度)

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想策定前の現時点においても不足が明らかな、回復期機能や在宅患者の急変時の受入機能の強化を図るとともに、精神科長期入院患者の地域移行等に向けた病床の機能分化を推進する。

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標)

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定する。
- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) 65% (H29)
- 精神疾患の退院率 22% (H23) 27% (H29)

居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成や訪問看護支援センターの設置等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標)

- 訪問診療を受けた患者数 (6カ月)
13,008人 (H22) 14,311人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6カ月)
3,429人 (H22) 3,773人 (H29)

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設（H20） 30 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34 施設（H23） 39 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人（H21） 203 人（H29）

介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,139 床（41 力所） 1,197 床（43 力所）
- 認知症高齢者グループホーム 957 床（68 力所） 975 床（69 力所）
- 小規模多機能型居宅介護事業所 579 人 / 月分（24 力所）
608 人 / 月分（25 力所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 力所 6 力所

医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 医師数 1,887 人（H22） 2,130 人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22） 9,634.2 人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22） 74.8%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566 人（H22） 575 人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22） 8%（H29）
- MFICU 病床数（診療報酬対象） 6 床（H24） 6 床（H29）
- NICU 病床数（診療報酬対象） 27 床（H24） 27 床（H29）

介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高年生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行

い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 平成 37 年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により 80 人の供給改善を図る。

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成 27 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標） 医療圏ごとに設定している目標値のみ記載

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定する。

居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標） 医療圏ごとに設定している目標値のみ記載

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
7,464 人（H22） 8,211 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
1,900 人（H22） 2,090 人（H29）

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設（H20） 15 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
14 施設（H23） 16 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人（H21） 106 人（H29）

2．計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

峡東区域

1．目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 27 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3．計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標） 医療圏ごとに設定している目標値のみ記載

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定する。

居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標） 医療圏ごとに設定している目標値のみ記載

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人（H22） 3,275 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人（H22） 580 人（H29）

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設 (H20) 5 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
10 施設 (H23) 11 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人 (H21) 40 人 (H29)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日

峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 27 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業(1) 事業の内容等」に記載する。

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標) 医療圏ごとに設定している目標値のみ記載

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定する。

居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標) 医療圏ごとに設定している目標値のみ記載

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
716 人 (H22) 788 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
349 人 (H22) 384 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設 (H20) 1 施設 (H29)

- 在宅療養支援歯科診療所数
2 施設（H23） 3 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27 人（H21） 30 人（H29）

介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 85 床（3 力所） 114 床（4 力所）

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも 1～2 時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 27 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標） 医療圏ごとに設定している目標値のみ記載

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定する。

居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標) 医療圏ごとに設定している目標値のみ記載

- 訪問診療を受けた患者数 (6カ月)
1,851人(H22) 2,037人(H29)
- 往診を受けた患者数 (6カ月)
653人(H22) 719人(H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8施設(H20) 9施設(H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
8施設(H23) 9施設(H29)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24人(H21) 27人(H29)

介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 271床(10カ所) 300床(11カ所)
- 認知症対応型共同生活事業所 117床(9カ所) 135床(10カ所)
- 小規模多機能型居宅介護事業所 111人/月分(5カ所)
140人/月分(6カ所)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 2カ所

2. 計画期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日

(4) 目標の達成状況

別紙「事後評価」のとおり

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

【医療分野】

- 平成 26 年 12 月 24 日 県関係各課に協力依頼
- 平成 26 年 12 月 26 日 県医師会、県民間病院協会、県官公立病院等協議会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会に協力依頼
- 平成 27 年 1 月 7 日 県医師会、各地区医師会、県民間病院協会、県官公立病院等協議会、県精神科病院協会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、各医療機関、各市町村、県関係各課に対して事業提案募集通知を发出（県ホームページにも、事業提案の募集について掲載）
- 平成 27 年 2 月 2 日以降 提案内容について、提案団体等と個別協議（随時）
- 平成 27 年 2 月 9 日 提案内容について、県医師会と意見交換
- 平成 27 年 2 月 10 日 優良提案内容について、各医療機関に意向調査を実施
- 平成 27 年 2 月 10 日以降 事業計画案について、医療関係団体や医療機関と個別協議
- 平成 27 年 5 月 15 日 事業計画案について、県医師会と意見交換
- 平成 27 年 5 月 18 日 事業計画案について、県歯科医師会と意見交換
- 平成 27 年 5 月 22 日 事業計画案について、県医師会及び県看護協会と意見交換
- 平成 27 年 5 月 26 日 山梨県医療審議会開催（事業計画案について審議）

【介護分野】

- 平成 26 年 7 月 8 日 山梨県地域包括ケア推進協議会開催（第 6 期介護保険事業支援計画に関する協議の中で、関係団体等から意見聴取）
- 平成 26 年 9 月 1 日～30 日 第 6 期介護保険事業計画に関する市町村ヒアリング実施（介護施設整備等に関する考え方を聴取）
- 平成 26 年 10 月 16 日 山梨県地域包括ケア推進協議会開催（第 6 期介護保険事業支援計画に関する協議の中で、関係団体等から意見聴取）
- 平成 26 年 12 月 24 日 山梨県地域包括ケア推進協議会開催（第 6 期介護保険事業支援計画に関する協議の中で、関係団体等から意見聴取）
- 平成 27 年 1 月 19 日 県関係各課に協力依頼
- 平成 27 年 1 月 28 日 県老人福祉施設協議会と意見交換
- 平成 27 年 2 月 4 日・9 日 市町村の意向照会（国庫補助事業からの移行分）
- 平成 27 年 2 月 16 日 市町村の意向照会（上記を含む全般）
- 平成 27 年 3 月 17 日 山梨県地域包括ケア推進協議会開催（関係団体等から意見聴取）

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、山梨県医療審議会、山梨県地域包括ケア推進協議会あるいは個別分野に関して設置されている協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

3 . 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1 . 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	【No.1】 医療機能分化連携推進事業				【総事業費】	828,111 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	アウトプット：医療機能分化・連携のための設備整備 年間 20 箇所 アウトカム：医療機能別病床数の適正化に向けた基盤構築 (具体的な数値目標は、地域医療構想の策定を受けて設定)						
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>・病床の機能分化・連携体制の構築に向け、在宅復帰を推進する回復期機能等の充実・強化を図るため、病院、診療所が行う設備整備に対して助成を行う。</p> <p>(回復期リハビリテーション機能の強化、急性期を経過した患者の受入機能の強化、在宅患者の急変時における受入機能の強化及び地域医療連携体制の強化に必要な設備整備)</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		828,111 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	80,599 (千円)
		基金	国	212,854 (千円)		民	132,255 (千円)
			都道府県	106,427 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	319,281 (千円)			(注2)
		その他	508,830 (千円)			0 (千円)	
備考(注3)	H27 年度：64,281 千円、H28 年度：135,000 千円、 H29 年度：120,000 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	【No.2】 精神科地域移行転換促進施設整備事業				【総事業費】	948,736 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	アウトプット： 既存療養型病床の削減及び急性期対応型病床の整備 アウトカム： 精神疾患の退院率 22% (H23) 27%以上						
事業の期間	平成 28 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日						
事業の内容	・長期入院精神障害者の地域移行を進めるとともに、精神病床の機能分化を進め、新たに入院する急性期の精神障害者が早期に退院できるよう、手厚く密度の高い医療の提供体制を確保することから、精神科病院の病床機能転換事業に対して助成を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		948,736 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	22,056 (千円)		民	22,056 (千円)
			都道府県	11,029 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	33,085 (千円)			0 (千円)
		その他		915,651 (千円)			
備考(注3)	H27・28 年度：0 千円、H29 年度：33,085 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	【No. 3】 民間医療機関医療情報連携推進事業				【総事業費】	330,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	民間医療機関						
事業の目標	アウトプット：患者データの共有化を推進する民間医療機関数 3 医療機関増 アウトカム：診療の効率化、医療機関間の連携促進						
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 効率的かつ質の高い地域医療連携体制の構築に向け、医療機関間で標準規格に基づいた紹介患者の情報共有が推進・普及されるよう、民間医療機関を対象に、地域医療ネットワークの基盤となる患者情報システムの整備事業に対して助成を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		330,000 (千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	20,000 (千円)		民	20,000 (千円)
			都道府県	10,000 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	30,000 (千円)			(注2)
		その他	300,000 (千円)	0 (千円)			
備考(注3)	H27 年度：0 千円、H28 年度：30,000 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.4】 在宅医療推進協議会設置事業				【総事業費】 7,510 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部						
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会（10 地域）						
事業の目標	アウトプット：全県及び4 区域での在宅医療推進協議会の開催 アウトカム：在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計 30 施設(H23) 30 施設以上(H29)						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・在宅医療に関する課題解決に向けた取組を推進するため、県医師会及び地区医師会に在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会を設置し、地域及び全県における在宅医療の課題検討を行うとともに、研修会等を開催する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		7,510 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	5,006 (千円)		民	5,006 (千円)
			都道府県	2,504 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	7,510 (千円)			(注2)
		その他	0 (千円)	0 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.5】 在宅医療人材育成事業				【総事業費】 1,007 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	中北						
事業の実施主体	甲府市医師会						
事業の目標	アウトプット：甲府市医師会における在宅医療推進に向けた検討会、研修会の開催（検討会 5 回、研修会 3 回） アウトカム：在宅医療提供体制の強化						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>・在宅医療に取り組む医師の増加とともに、多職種協働により在宅医療を行う人材を育成するため、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修の実施を支援する。</p> <p>（高齢者が安心して在宅で療養できるよう、認知症疾患に関する研修会等を開催）</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,007 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	671 (千円)		民	671 (千円)
			都道府県	336 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	1,007 (千円)			(注2)
		その他	0 (千円)	0 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.6】 訪問看護推進事業				【総事業費】 897 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県、山梨県看護協会、NPO 法人山梨県ホスピス協会						
事業の目標	アウトプット：訪問看護推進協議会の開催回数（2回） 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の実施日数（5日間） 訪問看護管理者研修の開催回数（2回） 在宅ターミナルケア普及事業 講演会の開催（1回）、パンフレット作成配布（1回） アウトカム：在宅医療推進に向けた看護職員の確保及び看護の質の向上						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・県民や看護職、支援関係者を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るため、研修・普及啓発等を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		897 (千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	51 (千円)
		基金	国	598 (千円)		民	547 (千円)
			都道府県	299 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	897 (千円)			
		その他	0 (千円)	547 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.7】 訪問看護推進拠点事業				【総事業費】 16,525 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）						
事業の目標	アウトプット：訪問看護センターの設置・運営（1カ所） 訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会の開催（1回） 新人訪問看護師養成研修（訪問看護ステーション5カ所） アウトカム：在宅医療推進に向けた看護職員の確保及び看護の質の向上						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	・訪問看護師の確保・定着を図るとともに、訪問看護を安定的に提供するため、訪問看護ステーション間の相互補完体制となる拠点機能設置と新人訪問看護師等養成研修、訪問看護の普及啓発のための研修会等を行い、在宅医療の推進を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		16,525 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	11,017 (千円)		民	11,017 (千円)
			都道府県	5,508 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	16,525 (千円)			11,017 (千円)
		その他	0 (千円)				
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No. 8】 退院支援マネジメント養成研修事業				【総事業費】 4,441 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部						
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）						
事業の目標	アウトプット：退院支援マネジメント養成検討会議の実施回数（12回） 退院支援マネジメント普及啓発研修の開催回数（7回） アウトカム：在宅医療推進に向けた看護職員の看護の質の向上						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	・入院から在宅への移行期において適切な退院支援を確保するため、退院支援マネジメントを実践できる人材養成と普及のための研修会を開催する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,441 (千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	2,961 (千円)		民	2,961 (千円)
			都道府県	1,480 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	4,441 (千円)			2,961 (千円)
		その他		0 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.9】 在宅歯科医療連携室整備事業				【総事業費】 3,967 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県歯科医師会委託）						
事業の目標	アウトプット：在宅歯科医療連携室の設置・運営 1 箇所 アウトカム：県内における在宅歯科医療提供体制の強化						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科医療の推進や在宅における医科・歯科・介護の多職種連携を推進するため、在宅歯科医療連携室を設置する。 ・歯科医療連携室では、医科・介護等との連携・調整、在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,967 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	2,645 (千円)		民	2,645 (千円)
			都道府県	1,322 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	3,967 (千円)			(注2)
		その他	0(千円)	2,645 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.10】 在宅歯科医療人材育成事業				【総事業費】 1,841 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会						
事業の目標	アウトプット：在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 7 回 アウトカム：在宅療養支援歯科診療所の数 35 施設(H26) 39 施設(H29)						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・在宅歯科医療人材の育成を図るため、歯科医療が必要な高齢者に対する医科やりハビリの分野での視点等を学び広い視野で患者を診るグループワークを中心とした研修事業、在宅がん患者口腔ケア研修事業、医科・歯科連携のための研修事業の開催を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,841 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	1,227 (千円)		民	1,227 (千円)
			都道府県	614 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	1,841 (千円)			(注2)
		その他	0 (千円)	0 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.11】 在宅療養拠点薬局整備事業				【総事業費】 1,464 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県薬剤師会						
事業の目標	アウトプット：無菌調剤の技術習得や在宅医療に関する講習会の開催 年間1回 アウトカム：在宅医療提供体制の構築						
事業の期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日						
事業の内容	・在宅療養者が住み慣れた地域で安心して医療・介護が受けられる体制の構築に向けて、在宅医療・介護に取り組む薬局・薬剤師の養成や、地域の拠点薬局に整備した無菌調剤設備による製剤方法等の技術向上のための研修事業の開催を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,464 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	976 (千円)		民	976 (千円)
			都道府県	488 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	1,464 (千円)			(注2)
		その他	0 (千円)	0 (千円)			
備考(注3)	H27年度：488千円、H28年度：488千円、H29年度：488千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	3 . 介護施設等の整備に関する事業																							
事業名	【No.12】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 - 千円																						
事業の対象となる医療介護総合確保区域	峡南、富士・東部																							
事業の実施主体	社会福祉法人等																							
事業の目標	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設 1,139 床 (41 力所) 1,197 床 (43 力所) ・認知症高齢者グループホーム 957 床 (68 力所) 975 床 (69 力所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 579 人 / 月分 (24 力所) 608 人 / 月分 (25 力所) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 力所 6 力所 																							
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日																							
事業の内容	<p>地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td style="text-align: right;">58 床 (2 力所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td style="text-align: right;">18 床 (1 力所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">29 人 / 月分 (1 力所)</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td style="text-align: right;">1 力所</td> </tr> </tbody> </table> <p>介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td style="text-align: right;">58 床 (2 力所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td style="text-align: right;">18 床 (1 力所)</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム (定員 30 人以上)</td> <td style="text-align: right;">60 床 (1 力所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">9 人 / 宿泊 (1 力所)</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td style="text-align: right;">1 力所</td> </tr> </tbody> </table>		整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	58 床 (2 力所)	認知症高齢者グループホーム	18 床 (1 力所)	小規模多機能型居宅介護事業所	29 人 / 月分 (1 力所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 力所	整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	58 床 (2 力所)	認知症高齢者グループホーム	18 床 (1 力所)	養護老人ホーム (定員 30 人以上)	60 床 (1 力所)	小規模多機能型居宅介護事業所	9 人 / 宿泊 (1 力所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 力所
整備予定施設等																								
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床 (2 力所)																							
認知症高齢者グループホーム	18 床 (1 力所)																							
小規模多機能型居宅介護事業所	29 人 / 月分 (1 力所)																							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 力所																							
整備予定施設等																								
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床 (2 力所)																							
認知症高齢者グループホーム	18 床 (1 力所)																							
養護老人ホーム (定員 30 人以上)	60 床 (1 力所)																							
小規模多機能型居宅介護事業所	9 人 / 宿泊 (1 力所)																							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 力所																							

事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A + B + C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)	
			国(A)	都道府県(B)		
	地域密着型サービス施設等の整備	(千円) -	(千円) 211,553	(千円) 105,777	(千円) -	
	施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円) -	(千円) 66,897	(千円) 33,448	(千円) -	
	介護保険施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金	(千円) 0	(千円) 0	(千円) 0	(千円) 0	
	介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修	(千円) 0	(千円) 0	(千円) 0	(千円) 0	
金額	総事業費(A + B + C)	(千円) -	基金充当額 (国費)における公民の別 (注3) (注4)	公	(千円) 0	
	基金	国(A)		(千円) 278,450	民	(千円) 278,450
		都道府県(B)		(千円) 139,225		うち受託事業等 (再掲) (千円) 0
		計(A + B)		(千円) 417,675		
	その他(C)	(千円) -				
備考(注5)						

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.13】 地域医療支援センター運営事業				【総事業費】 22,054 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨大学委託）						
事業の目標	<p>アウトプット：地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域卒医学生等への面談者数 28 人 ・ 地域医療機関への斡旋等医師数 2 人 ・ 臨床研修指導医講習会の開催 1 回 ・ 若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 <p>アウトカム：医師の地域偏在の解消と定着を図る</p>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・ 県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域卒医学生等に対する面談等の実施、中核病院、地域医療機関を循環しながらスキルアップする後期研修プログラムを作成・実施する。 ・ また、地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		22,054 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	14,702 (千円)
		基金	国	14,702 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県	7,352 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	22,054 (千円)			(注2)
		その他	0 (千円)	0 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.14】 医学生定着促進事業				【総事業費】 5,550 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨大学						
事業の目標	アウトプット：地域枠医学生の地域医療機関への体験実習 175 人 アウトカム：体験実習を受けた医学生の地域医療への意識付けを図る						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の地域偏在の解消に向け、医学生の地域医療への意識付けを図るため、山梨大学地域枠医学生を対象に、地域の医療機関を活用した継続的な体験実習の実施を支援する。 ・ 地域の医療機関を、医学生を医師として育てるための「里親」と位置付け、山梨大学地域枠医学生を対象に、それぞれ地域の医療機関（里親病院）を割当て、1 年次～6 年次まで継続して、割当医療機関で病院実習や勉強会等に参加させることで、地域医療及び地域の医療機関への意識付けを図る。平成 27 年度は、1 年次～5 年次までの 175 人を対象に実習を実施する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,550 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	3,700 (千円)
		基金	国	3,700 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県	1,850 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	5,550 (千円)			(注 2)
		その他	0(千円)	0 (千円)			
備考(注 3)							

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.15】 産科医等分娩手当支給事業				【総事業費】 66,140 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	分娩取扱医療機関						
事業の目標	アウトプット：医療機関 17 施設への手当支給 アウトカム：産科医等の処遇を改善、定着を図る						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・勤務環境が特に厳しい産科医及び助産師の勤務条件を改善することにより産科医等の確保を図るため、産科医等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		66,140 (千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	14,085 (千円)
		基金	国	27,102 (千円)		民	13,017 (千円)
			都道府県	13,551 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	40,653 (千円)			
		その他		25,487 (千円)		0 (千円)	
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.16】 NICU 入室児担当手当支給事業				【総事業費】 2,080 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	新生児担当手当を支給する医療機関						
事業の目標	アウトプット：医療機関 1 施設への手当支給 アウトカム：新生児担当医の処遇を改善、定着を図る						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・勤務環境が特に厳しい新生児医療担当医の勤務条件を改善することにより新生児医療担当医師の確保を図るため、新生児医療担当医に対し手当を支給する医療機関を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,080 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	462 (千円)
		基金	国	462 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県	231 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	693 (千円)			
		その他		1,387 (千円)		0 (千円)	
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.17】 産科医確保臨床研修支援事業				【総事業費】 8,800 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨大学						
事業の目標	アウトプット：後期研修医確保に向けた研修プログラム等への支援 アウトカム：後期研修医 2 人確保						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で安心してお産ができる体制の整備に向け、産科医を育成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 ・ 研修プログラムの運営に当たっては、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、他大学への短期派遣研修をプログラムに位置付けるとともに、産科医療技術を学ぶ講習会等を開催するなど若手医師の向上心等に訴求した研修医募集活動を行い、更なる産科医の育成・確保を図る。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		8,800 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	5,867 (千円)
		基金	国	5,867 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県	2,933 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注 2)
			計	8,800 (千円)			
		その他	0 (千円)	0 (千円)			
備考(注 3)							

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 18】 小児救急医療体制確保事業(小児救急医療体制整備事業)				【総事業費】 53,250 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会						
事業の目標	アウトプット： 小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数(現状7病院 目標7病院) アウトカム： 小児救急医の負担軽減、小児医療救急体制の充実						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	・小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備するために必要な医療従事者確保に要する経費等を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		53,250 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	19,517 (千円)
		基金	国	23,666 (千円)		民	4,149 (千円)
			都道府県	11,833 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	35,499 (千円)			4,149 (千円)
		その他		17,751 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.19】 小児救急医療体制確保事業（小児救急電話相談事業）				【総事業費】 21,324 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（甲府市医師会委託）						
事業の目標	アウトプット： 継続的な小児救急電話相談の実施 （現状 年間365日 目標 年間365日） アウトカム： 小児救急医の負担軽減、小児医療救急体制の充実						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	<p>・地域における小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、県内どこでも患者の病状に応じた適切な医療が受けられるようにするとともに、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図ることにより小児救急医の負担軽減を図るため、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。</p> <p>[電話相談受付時間] 毎日：午後7時～翌朝7時 土曜日：午後3時～翌朝7時 休日：午前9時～翌朝7時</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		21,324 (千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	14,216 (千円)		民	14,216 (千円)
			都道府県	7,108 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	21,324 (千円)			(注2)
		その他	0 (千円)	14,216 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.20】 救急搬送受入支援事業				【総事業費】 63,926 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	最終受入医療機関						
事業の目標	アウトプット：最終受入医療機関の維持確保 (現状 6 施設 目標 6 施設) アウトカム：救急勤務医の負担軽減(救急患者受入要請回数の改善)、 救急医療体制の充実						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、救急勤務医の負担軽減を図るため、患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送のルール化、最終受入医療機関の継続的な確保など、救急患者の受入体制を整備する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		63,926 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	9,469 (千円)
		基金	国	14,204 (千円)		民	4,735 (千円)
			都道府県	7,102 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	21,306 (千円)			
		その他	42,620 (千円)	0 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.21】 二次救急医療体制確保事業				【総事業費】 4,731 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学委託）						
事業の目標	アウトプット： トリアージナース初期研修会の実施回数（年間3回） アウトカム： 二次救急医療に対応できる看護師の安定的確保						
事業の期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日						
事業の内容	県内の二次救急病院に勤務する看護職員を対象に初期研修を実施し、トリアージナースの育成を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,731 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	3,154 (千円)
		基金	国	3,154 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県	1,577 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	4,731 (千円)			
		その他		0 (千円)		0 (千円)	
備考(注3)	H27年度：1,535千円、H28年度：1,598千円、H29年度：1,598千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.22】 災害医療従事者確保養成事業				【総事業費】 5,400 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県医師会						
事業の目標	アウトプット:災害医療に関わる多職種による会議の開催(年2回以上) JMAT としての活動を希望する医療従事者を対象とした 研修会の開催(年1回以上) アウトカム : 災害医療体制の強化						
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日						
事業の内容	・地域の救急・災害医療の提供体制確保のため、災害時等に対応できる 医療従事者を計画的に養成する研修等の実施を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,400 (千円)	基金充 当額 (国費) におけ る公 民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	3,600 (千円)		民	3,600 (千円)
			都道府県	1,800 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	5,400 (千円)			(注2)
		その他	0 (千円)	0 (千円)			
備考(注3)	H27 年度 : 1,800 千円、H28 年度 : 1,800 千円、H29 年度 : 1,800 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.23】 新人看護職員研修事業				【総事業費】 24,957 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学、山梨県看護協会委託）各医療機関					
事業の目標	<p>アウトプット：看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施した各研修の実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多施設合同研修の実施 (7日間) ・実地指導者研修の実施 (6日間) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16病院) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3日間) <p>アウトカム：新人看護職員の臨床実践能力の獲得、看護の質の向上及び早期離職防止</p>					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>・看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。さらに、実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	24,957 (千円)	基金充当額	公	6,296 (千円)
		基金	国	9,047 (千円)	（国費） における 公民の別 （注1）	民
			都道府県	4,523 (千円)		
			計	13,570 (千円)		うち受託事業等(再掲)
		その他		11,387 (千円)		（注2） 301 (千円)
備考（注3）						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.24】 看護職員資質向上推進事業				【総事業費】 10,957 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県、山梨県看護協会、山梨県立大学						
事業の目標	<p>アウトプット：看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7ヶ月間） ・看護職員実務研修の実施（3～5日間） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5日間） ・看護職員実習指導者講習会の実施（39日間） <p>アウトカム：県内における看護の質の向上</p>						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>・看護職員の資質向上を図るため、認定看護師の養成、看護職の成長段階に合わせた専門分野別の研修、職能別特徴に照らし合わせた研修、潜在看護職員を含む有資格看護職者とした復職支援研修等の実施を支援する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		10,957 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	4,756 (千円)
		基金	国	6,459 (千円)		民	1,703 (千円)
			都道府県	3,230 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	9,689 (千円)			
		その他	1,268 (千円)	1,703 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.25】 看護職員確保対策事業 (新卒看護職員U・Iターン就職促進事業)				【総事業費】 243 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の目標	アウトプット：他県の学校訪問による PR 活動実施回数 (30 回) アウトカム：県内における看護職員の確保						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の確保を図るため、他県で就学している本県出身の看護学生を中心に県内就職情報を積極的に発信し、インターンシップや病院説明会等への参加に繋げ、U・Iターン就職を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 無料就職相談会の開催 ○ 学校訪問による PR 活動(本県出身の学生が在籍する養成所を訪問) 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		243 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	162 (千円)
		基金	国	162 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県	81 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	243 (千円)			(注2)
		その他	0 (千円)	0 (千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.26】 看護職員確保対策事業 (就業環境改善アドバイザー派遣事業)				【総事業費】 1,056 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の目標	アウトプット：看護の質の向上や職場環境・指導管理体制の改善のためにアドバイザーを派遣した施設数及び回数（20 施設、80 回） アウトカム：県内における看護職員の確保及び看護の質の向上						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・看護の質の向上や職場環境・指導管理体制の改善を希望する病院に対して、アドバイザーを派遣し、現場の課題に応じた改善策の提案や改善に向けた助言等を行うことにより、魅力ある病院づくりを進め、看護職員の確保定着を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,056 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	704 (千円)
		基金	国	704 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県	352 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	1,056 (千円)			
		その他	0 (千円)				
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.27】 看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業）				【総事業費】 655 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）						
事業の目標	アウトプット：就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数（月2回） アウトカム：県内における看護職員の確保及び離職防止						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	・心の健康相談を希望する県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩み・不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消し、離職防止に繋げる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		655 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	437 (千円)		民	437 (千円)
			都道府県	218 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	655 (千円)			(注2)
		その他		0 (千円)			437 (千円)
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.28】 看護職員確保対策事業（ナースバンク事業）				【総事業費】 1,165 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）						
事業の目標	アウトプット：ナースセンターの就業相談における就業者数 626人（H26度） 増加（H27度） アウトカム：県内における看護職員の確保及び再就業促進						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	・ナースセンターの機能強化に伴い、ナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。 ナースバンク事業における第5次NCCS更新・運用等に要する経費						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,165 (千円)	基金充 当額 (国費) におけ る公 民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	777 (千円)		民	777 (千円)
			都道府県	388 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	1,165 (千円)			(注2)
		その他		0 (千円)			777 (千円)
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.29】 看護職員確保対策事業 (ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業)				【総事業費】 1,305 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)						
事業の目標	アウトプット : 潜在看護職員の再就業促進のため、ハローワークにて実施した就業相談の実施回数 (県内 7 箇所 月 1 回) アウトカム : 県内における看護職員の確保、再就業促進						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策を支援する。 ・ 潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所 (ハローワーク) が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,305 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	0 (千円)
		基金	国	870 (千円)		民	870 (千円)
			都道府県	435 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	1,305 (千円)			
		その他	0 (千円)	870 (千円)			
備考 (注 3)							

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.30】 看護師等養成所運営費補助事業				【総事業費】 94,953 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	民間立看護師養成所（3 施設）						
事業の目標	アウトプット：看護師等養成所における教育内容の向上を図るために当該補助により看護師等養成を行った施設数（3 施設） アウトカム：県内における看護職員の確保及び看護の質の向上						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・看護師等養成所における教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成するため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		94,953 (千円)	基金充 当 額 (国費) におけ る 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	63,302 (千円)		民	63,302 (千円)
			都道府県	31,651 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	94,953 (千円)			(注2)
		その他		0 (千円)			0 (千円)
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.31】 病院内保育所運営費補助事業				【総事業費】 53,010 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関						
事業の目標	アウトプット：勤務環境を改善し、医療従事者の離職防止及び再就業促進を図るために当該補助により院内保育所を運営した施設数（6 施設） アウトカム：県内における看護職員の確保、離職防止、再就業促進						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・医療従事者の勤務環境の改善を図ることにより離職防止及び再就業を図るため、勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		53,010 (千円)	基金充 当 額 (国費) におけ る 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国	23,557 (千円)		民	23,557 (千円)
			都道府県	11,779 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	35,336 (千円)			(注2)
		その他		17,674 (千円)			0 (千円)
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.32】 看護職員就労環境改善事業				【総事業費】 162 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の目標	アウトプット：多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1回） アウトカム：研修実施による看護業務の効率化及び勤務環境の改善						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・医療施設における看護職員の就労環境改善のための体制の検討を促進するため、看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を行うとともに、最新の取組事例などの情報を提供する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		162 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	108 (千円)
		基金	国	108 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県	54 (千円)			うち受託事業等(再掲)
			計	162 (千円)			(注2)
		その他		0 (千円)			0 (千円)
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.33】 医療施設勤務環境改善設備整備事業				【総事業費】 345,523 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	アウトプット：ナースコールの整備等により勤務環境及び医療提供体制の改善を図る医療機関数（13 施設） アウトカム：看護業務の効率化、勤務環境の改善及び医療安全の確保						
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	・病棟の効率的運営による医療従事者の負担軽減や医療安全の確保を図るため、医療機器に連動したナースコールシステムや離床センサーの整備に対して助成する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		345,523 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	56,634 (千円)
		基金	国	80,444 (千円)		民	23,810 (千円)
			都道府県	40,222 (千円)			うち受託事業等(再掲) (注2)
			計	120,666 (千円)			
		その他		224,857 (千円)		0 (千円)	
備考(注3)	H27 年度：49,382 千円、H28 年度：71,284 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 基本整備 (中項目) 基盤整備 (小項目) 人材育成に取り組む事業所の認証評価制度実施事業						
事業名	【No.34】 介護職員確保定着促進事業				【総事業費】	3,334 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県(委託先:介護労働安定センター山梨県支部)、スキルアップ拠点施設(仮称)として選定された介護保険施設等						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催 3回 ・介護人材育成に関する優良施設の認定 12施設 ・スキルアップ拠点施設(仮称)の選定 2施設 						
事業の期間	平成27年9月1日~平成28年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の質の向上及び離職防止を図るため、介護職員の確保・定着に向けた総合的な取り組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・やまなし・介護の魅力発信委員会(仮称)の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体の推薦者、認知症研修講師、介護福祉士養成校の関係者等により構成し、モデル給与規定・モデル就業規則の検討、認定施設、スキルアップ拠点施設の選定等を行う。 ・介護人材育成認証制度の創設等 <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善や職場環境の改善を実践する施設を認定、その取り組みを紹介 ・「モデル給与規程」「モデル就業規則」等を作成、普及 ・スキルアップ拠点施設(仮称)の選定等 <ul style="list-style-type: none"> ・先進的施設を拠点施設として選定し、当該施設の職員を中心として、実習受入・地域開放、訪問指導等を実施 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		3,334(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0(千円)
		基金	国(A)			2,223(千円)	民
	都道府県(B)		1,111(千円)	うち受託事業等 (再掲)(注2) 1,923(千円)			
	計(A+B)		3,334(千円)				
	その他(C)		0(千円)				
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業					
事業名	【No.35】福祉・介護の仕事の魅力発信事業(介護の魅力「深さ」と「楽しさ」~の発信)				【総事業費】	2,001 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県(委託先:山梨県社会福祉協議会)					
事業の目標	・イベントの開催 1回、参加目標者数 150名					
事業の期間	平成27年4月1日~平成28年3月31日					
事業の内容	福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、福祉・介護の仕事に関するイメージアップと理解の促進を図るため、福祉・介護の仕事への理解を深めてもらう講演会や、先進的な事業を展開している介護事業所やNPOなどで働く職員による介護体験などをテーマとしたシンポジウム、介護体験、福祉・介護に関する展示・相談ブースの設置等のイベントを開催する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)	(千円)	基金充当額	公	(千円)
			2,001	(国費)	民	0
		国(A)	(千円)	における		(千円)
		都道府県(B)	(千円)	公民の別		1,334
		計(A+B)	(千円)	(注1)		うち受託事業等 (再掲)(注2)
		667			(千円)	
		計(A+B)	(千円)			1,334
		2,001				
	その他(C)	(千円)				
			0			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業					
事業名	【No.36】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業				【総事業費】	925 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・PR用クリアファイルの作成 15,000 枚 ・テレビCMの放送 15 秒 CM×2 回 ・新聞広告 2 回 					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	中学生・高校生をはじめとする一般県民を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)	(千円)	基金充当額	公	(千円)
			925	(国費)	民	0
		国(A)	(千円)	における		(千円)
		都道府県(B)	(千円)	公民の別		616
		計(A + B)	(千円)	(注1)		うち受託事業等 (再掲)(注2)
			925		(千円)	616
	その他(C)		(千円)			0
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業							
事業名	【No.37】 職場体験事業				【総事業費】	1,477 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域							
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）							
事業の目標	職場体験実施者 100 人（体験日数 2 日）							
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日							
事業の内容	高校生・大学生をはじめ、他分野からの離職者、主婦層、高齢者層等の福祉・介護分野への参入を促進するため、実際に介護現場で介護の仕事を体験することにより、福祉・介護の仕事の魅力ややりがいを学んでもらう。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)	
				1,477			民	0
	基金	国(A)		(千円)			(千円)	
		都道府県(B)		(千円)			985	うち受託事業等 (再掲)(注 2)
		計(A + B)		(千円)			492	(千円)
その他(C)		(千円)	1,477	985				
				0				
備考(注 3)								

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業								
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業								
事業名	【No.38】 基準緩和型訪問サービス従事者等養成研修会開催事業				【総事業費】 618 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域								
事業の実施主体	山梨県								
事業の目標	(1) 新しい総合事業参入研修会 受講者数：150人 (2) 基準緩和型訪問サービス従事者養成研修会 受講者数：50人 (3) 移動サービス・配食サービス従事者養成研修会 受講者数：50人								
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日								
事業の内容	・新しい総合事業において実施する基準緩和型の訪問サービス及び生活支援サービスの従事者を養成するため、次の研修会を実施する。 (1) 事業者・NPO に対する新しい総合事業参入に向けた研修会 (2) 基準緩和型の訪問サービスに係る従事者養成研修会 (3) 広域的な移動サービス・配食サービスに係る従事者養成研修会								
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)		
				618			民	412	
	基金	国(A)		(千円)				(千円)	
				412					0
		都道府県(B)		(千円)					うち受託事業等 (再掲)(注2)
			206				(千円)		
計(A + B)		(千円)	618			0			
その他(C)		(千円)	0						
備考(注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業						
事業名	【No.39】 求人・求職のマッチング機能強化事業				【総事業費】	9,697 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県(委託先:山梨県社会福祉協議会)						
事業の目標	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・マッチングによる雇用創出目標数 33名						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援専門員の配置 2名配置 ・求職者支援活動(ハローワーク訪問活動) ・求人・求職開拓活動 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
				9,697		民	0
	基金	国(A)		(千円)		のうち受託事業等 (再掲)(注2)	(千円)
		都道府県(B)		(千円)			6,465
		計(A+B)		(千円)			3,232
			9,697	(千円)		6,465	
その他(C)		(千円)	0				
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 (その1)					
事業名	【No.40】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業				【総事業費】	6,190 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県(委託先: 山梨県社会福祉協議会)					
事業の目標	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 360 人(募集定員の 100%) ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 100 人(")					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置 1 名 					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)	(千円)	基金充当額	公	(千円)
			6,190	(国費)	民	0
		国(A)	(千円)	における		(千円)
		都道府県(B)	(千円)	公民の別		4,127
		計(A+B)	(千円)	(注1)		うち受託事業等 (再掲)(注2)
		6,190			(千円)	
		4,127			4,127	
	その他(C)	(千円)				
		0				
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 (その1)						
事業名	【No.41】 介護職員等医療的ケア研修事業				【総事業費】	6,444 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県(委託研修機関)						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講習 80名×1回 講義・演習 1.5日 ・基本研修 60名×1コース 講義 50時間 筆記試験・演習 2日間及び評価 ・実地研修 60名×1コース 事業所内での実習(約3か月間) ・医療的ケア検討委員会 検討委員会 2回、研修部会 1回 						
事業の期間	平成 27 年 5 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホーム等の介護職員等に、たんの吸引・経管栄養等医行為について、国が定める一定の研修(第一号・第二号研修)を実施し、医療的ケアのニーズに対応可能な人材の確保とサービスの質の向上を図り、介護基盤を強化する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		(千円)	基金充当額	公	(千円)
				6,444	(国費)		0
		基金	国(A)	(千円)	における 公民の別 (注1)	民	(千円)
			都道府県(B)	(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注2)
			計(A+B)	(千円)			(千円)
	その他(C)		(千円)			4,296	
			0				
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 (その3)(介護支援専門員資質向上事業)	
事業名	【No.42】 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費】 9,914 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域	
事業の実施主体	(1) 山梨県(委託先: 山梨県介護支援専門員協会) (2)・(3) 山梨県(指定研修実施機関: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の目標	(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講人数 70 名 ・実施回数 1 回 ・実施箇所数 1 箇所 ・研修時間数 33 時間(講義 16 時間、演習 17 時間)計 5 日間 (2) 介護支援専門員更新研修(法定研修)事業 <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講人数 35 名 ・実施回数 1 コース(講義 2 日、演習 5 日) (3) 介護支援専門員専門研修(法定研修)事業 <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講人数 430 名(専門研修 130 名、専門研修 300 名) ・実施回数 1 回(各研修 1 コース) <ul style="list-style-type: none"> < 専門研修 > 講義 7.5 日、演習 1 日 < 専門研修 > 講義 0.5 日、演習 2.5 日 	
事業の期間	(1) 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (2) 平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (3) 平成 27 年 5 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日(専門研修) 平成 27 年 8 月 1 日～平成 27 年 9 月 31 日(専門研修)	
事業の内容	(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修事業 実務就業後 1 年未満の介護支援専門員を対象に、ケアマネジメントプロセスやケアプラン作成等の技術習得等を中心とした研修を実施することにより、効果的に初任段階の介護支援専門員の実務能力の向上を図る。 (2) 介護支援専門員更新研修(法定研修)事業 介護支援専門員証の有効期限が 1 年未満に満了する者を対象に、研修受講の機会を確保することにより、ケアマネジメントについて再度必要な視点や手法を習得し、専門職としての能力の保持と向上を図る。	

	(3) 介護支援専門員専門研修(法定研修)事業 実務就業後6か月以上の介護支援専門員(専門研修) 就業後3年以上の介護支援専門員(専門研修)を対象に、各々のキャリアに応じたケアマネジメントプロセスの再確認や社会資源・各サービスの特性等の理解を深め、高齢者の自立支援に資するサービス提供を行うために必要な研修を実施し、専門職としての能力の向上を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
				9,914			0
	基金	国(A)		(千円)		民	(千円)
				3,019			3,019
		都道府県(B)		(千円)			
計(A+B)		(千円)		(千円)		3,019	
その他(C)		(千円)					
				5,385			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 研修代替職員の確保支援 (小項目) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業						
事業名	【No.43】 代替要員の確保による現任介護職員等の研修支援事業				【総事業費】 10,094 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県(委託事業者)、年間研修計画に基づき介護職員を研修に参加させた介護保険施設等						
事業の目標	・申請件数 16件						
事業の期間	平成27年9月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	複雑化・高度化する介護ニーズ等に対応する介護職員を育成するため、介護保険施設等が年間研修計画に基づき、資質向上及びキャリアアップ等を目的とした研修に介護職員を参加させる場合に、代替要員確保等のための支援を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		(千円)	基金充当額	公	(千円)
				10,094	(国費)		0
		基金	国(A)	(千円)	における 公民の別 (注1)	民	(千円)
			都道府県(B)	(千円)			6,729
			計(A+B)	(千円)			3,365
	その他(C)		(千円)			1,369	
				0			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 潜在有資格者の再就業促進 (小項目) 潜在介護福祉士の再就業促進事業					
事業名	【No.44】 再就労者支援事業				【総事業費】	501 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)					
事業の目標	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。 ・対象人数 15 人程度見込					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	潜在的有資格者(介護福祉士・介護職員初任者研修修了者等)の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習、実習等を組み合わせた職場復帰プログラムを実施して、再就業の支援を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)	(千円)	基金充当額	公	(千円)
			501	(国費)	民	0
		国(A)	(千円)	における		(千円)
		都道府県(B)	(千円)	公民の別		334
		計(A + B)	(千円)	(注1)		うち受託事業等 (再掲)(注2)
		501			(千円)	
	その他(C)	(千円)			334	
		0				
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業					
事業名	【No.45】 認知症地域医療支援事業				【総事業費】	1,990 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県((1)は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託、(2)・(3)の一部は山梨県医師会に委託)					
事業の目標	認知症サポート医の養成 10 名 認知症サポート医フォローアップ研修受講者数 36 名 かかりつけ医等認知症対応力向上研修 新規受講者数 140 名 病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修 3 病院 (各 50 人)					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 (1) 認知症サポート医の養成 (2) 認知症サポート医フォローアップ研修 (3) かかりつけ医等認知症対応力向上研修 (4) 病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)	(千円)	基金充当額	公	(千円)
			1,990	(国費)		905
	基金	国(A)	(千円)	における 公民の別 (注1)	民	(千円)
		都道府県(B)	(千円)			422
		計(A + B)	(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注2)
		その他(C)	(千円)			422
			0			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業						
事業名	【No.46】 認知症初期集中支援チーム員研修事業				【総事業費】 2,800 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 国立長寿医療研究センター)						
事業の目標	受講者数 26 市町村 + 9 地域包括支援センター (委託) × 2 名 = 70 名						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	市町村等が実施する初期集中支援推進事業に関わるチーム員としての知識・技術を習得することを目的とした研修を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円)	基金充当額	公	(千円)
				2,800	(国費)		1,867
		基金	国 (A)	(千円)	における 公民の別 (注 1)	民	(千円)
			都道府県 (B)	(千円)			0
			計 (A + B)	(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		2,800			0		
		その他 (C)	(千円)				
			0				
備考 (注 3)							

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業					
事業名	【No.47】 認知症地域支援推進員研修事業				【総事業費】 1,330 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 認知症介護研究・研修東京センター)					
事業の目標	受講者数 地域包括支援センター数 × 1 名 = 36 名					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	市町村等に配置された (又は配置予定の) 認知症地域支援推進員がその役割を担う知識・技術を習得することを目的とした研修を実施する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円)	基金充当額	公	(千円)
			1,330	(国費)		0
		国 (A)	(千円)	における	民	(千円)
		都道府県 (B)	(千円)	公民の別		887
		計 (A + B)	(千円)	(注 1)		うち受託事業等 (再掲)(注 2)
		1,330			(千円)	
		887			887	
	その他 (C)	(千円)				
		0				
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No.48】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費】 724 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県((1)~(3))は山梨県社会福祉協議会に委託、(4)は認知症介護研究・研修大府センターに委託)	
事業の目標	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・受講者数 20名×1コース(講義・演習 2日間) (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・受講者数 30名×1コース(講義・演習 2日間) (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・受講者数 20名×1コース(講義・演習 2日間) (4) 認知症介護指導者養成研修事業(フォローアップ研修) ・受講者数 指導者2名(講義・演習 5日間)	
事業の期間	(1)~(3)平成27年10月1日~平成27年11月30日 (4)平成27年4月1日~平成28年3月31日(委託先の日程による)	
事業の内容	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 認知症介護サービス事業者開設者に対して、開設者としてサービス事業を管理・運営していくための知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (4) 認知症介護指導者養成研修事業(フォローアップ研修) 認知症介護指導者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため研修を実施する。	

事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
				724		0		
		基金	国(A)	(千円)		392	民	(千円)
			都道府県(B)	(千円)		195	うち受託事業等 (再掲)(注2)	(千円)
			計(A + B)	(千円)		587	392	
その他(C)		(千円)	137					
備考(注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステムの構築に資する人材育成・資質向上事業						
事業名	【No.49】 地域包括支援センター職員研修事業				【総事業費】 416 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の目標	・ 受講者数 (1) 新任者研修 37 人 (2) 現任者研修 70 人						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	地域包括支援センター職員を対象とした次の研修を実施する。 (1) 新任者研修 (2) 現任者研修						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)		(千円)	基金充当額	公	(千円)
				416	(国費)	民	277
		基金	国(A)	(千円)	における 公民の別 (注 1)		(千円)
			都道府県(B)	(千円)			0
			計(A + B)	(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 2) (千円)
	その他(C)		(千円)			0	
			0				
備考(注 3)							

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステムの構築に資する人材育成・資質向上事業						
事業名	【No.50】 地域包括ケア推進アドバイザー派遣等事業				【総事業費】 1,543 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の目標	・アドバイザー派遣回数、研究会開催回数 (1)アドバイザー派遣回数 80回(20市町村に各4回) (2)研究会開催回数 3回						
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	地域ケア会議の推進を図るための市町村へのアドバイザー派遣、研究会の開催を行う。 (1)県内全市町村における効果的な推進を目指し、市町村の実情に対応したアドバイザー(県内大学教授等6人)を派遣 (2)地域ケア会議を実践する中での課題の整理や対応策の検討を行うため、アドバイザー・市町村等をメンバーとする研究会を開催						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		(千円)	基金充当額	公	(千円)
				1,543	(国費)		1,028
		基金	国(A)	(千円)	における 公民の別 (注1)	民	(千円)
			都道府県(B)	(千円)			0
			計(A+B)	(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注2)
	その他(C)		(千円)			0	
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業							
事業名	【No.51】 生活支援コーディネーター養成研修会開催事業				【総事業費】 453 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域							
事業の実施主体	山梨県							
事業の目標	・研修会開催 2回 ・コーディネーター養成研修受講者 60人							
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日							
事業の内容	○ 各市町村が順次配置する生活支援コーディネーターの資質向上を図るための研修会を開催する。 ・1日目 講義(介護保険制度等、生活支援サービスについて、コーディネーターの役割)、演習・グループワーク ・2日目 講義(生活支援ニーズの把握、地域課題の把握、資源開発)、演習・グループワーク							
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
				453			302	
	基金	国(A)		(千円)			民	(千円)
				302				0
		都道府県(B)		(千円)				うち受託事業等 (再掲)(注2)
計(A+B)		(千円)	151		(千円)			
		453			0			
その他(C)		(千円)	0					
備考(注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業						
事業名	【No.52】 地域ケア会議構築支援事業				【総事業費】	4,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	市町村、地域包括支援センター						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての市町村で地域ケア会議を実施 ・1市町村で地域ケア会議の効果的、継続的な運営を図るための研修又は検討会を開催 						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	個別事例のアセスメント力の向上や、個別事例から政策課題に繋げるための、又は多職種連携を図るための研修や検討会の開催に対する助成						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
				4,000			2,000
	基金	国(A)		(千円)		民	(千円)
				2,000			0
		都道府県(B)		(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注2)
計(A + B)		(千円)			(千円)	0	
3,000		その他(C)		(千円)			
1,000							
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業							
事業名	【No.53】 市民後見人養成研修推進事業				【総事業費】	4,267 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	中北、峡東、富士・東部							
事業の実施主体	市町村(山梨市、大月市、南アルプス市、北杜市、笛吹市)							
事業の目標	山梨市：市民後見人の養成から活動までの支援体制構築に向けた検討会の開催 大月市：市民後見人養成講座 南アルプス市：生活支援員・市民後見人養成講座、事例検討会、普及啓発研修会 北杜市：権利擁護体制研修会、市民後見人フォローアップ研修、啓発講演会 笛吹市：生活支援員・市民後見人養成講座、フォローアップ研修							
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日							
事業の内容	市町村が実施する市民後見人養成研修及び市民後見人の支援体制構築に向けた取り組みに対し助成する。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
				4,267			2,133	
	基金	国(A)		(千円)			民	(千円)
				2,133				0
		都道府県(B)		(千円)				うち受託事業等 (再掲)(注2)
		1,067		(千円)				
		計(A + B)	(千円)		0			
		3,200						
		その他(C)	(千円)					
		1,067						
備考(注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 介護予防の推進に資するPT・OT・ST指導者育成事業					
事業名	【No.54】介護予防リハビリテーション専門職リーダー養成研修会開催事業				【総事業費】	331 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県(委託先: 県PT士会、県OT士会、県ST士会)					
事業の目標	3 士会合同介護予防リーダー養成研修会 1 回開催・受講者数 150 名					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	リハビリテーション専門職の PT、OT、ST に対し、市町村の介護予防等への協力を進めるためリーダーを養成する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)	(千円)	基金充当額	公	(千円)
			331	(国費)		0
		国(A)	(千円)	における	民	(千円)
		都道府県(B)	(千円)	公民の別		221
		計(A + B)	(千円)	(注1)		うち受託事業等 (再掲)(注2)
		331			(千円)	
	その他(C)	(千円)			221	
		0				
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 人材育成力の強化 (小項目) 新人職員に対するエルダー・メンター制度導入支援事業					
事業名	【No.55】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業				【総事業費】	194 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）					
事業の目標	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講目標数 30 人（募集人員の 100%）					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)	(千円)	基金充当額	公	(千円)
			194	(国費)		0
		国(A)	(千円)	における	民	(千円)
		都道府県(B)	(千円)	公民の別		129
		計(A + B)	(千円)	(注1)		うち受託事業等 (再掲)(注2)
	その他(C)	(千円)			(千円)	
			0		129	
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業(その2) (介護ロボット導入支援事業)							
事業名	【No.56】 介護ロボット導入支援事業				【総事業費】	1,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域							
事業の実施主体	介護ロボット導入計画に基づき介護ロボットを導入する介護事業所							
事業の目標	介護ロボットの導入数 10 機器							
事業の期間	平成 27 年 10 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日							
事業の内容	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
				1,000			民	0
	基金	国(A)		(千円)			(千円)	
		都道府県(B)		(千円)			667	うち受託事業等 (再掲)(注2)
		計(A + B)		(千円)			333	(千円)
その他(C)		(千円)	1,000	0				
				0				
備考(注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5 . 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 労働環境・処遇の改善					
	(中項目) 子育て支援 (小項目) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業					
事業名	【No.57】 介護事業所内保育所運営費補助事業				【総事業費】	9,641 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	施設内保育所を設置する介護事業者					
事業の目標	施設内保育の運営により計画的な勤務環境改善を図る介護事業所数 4 施設					
事業の期間	平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	介護従事者の勤務環境の改善を図ることにより離職防止及び再就業を図るため、勤務環境の改善を行う介護事業所のうち、施設内保育所の運営により改善を進める介護事業所の取り組みを支援する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A + B + C)	(千円)	基金充当額	公	(千円)
			9,641	(国費)		0
		国(A)	(千円)	における	民	(千円)
		都道府県(B)	(千円)	公民の別		4,284
		計(A + B)	(千円)	(注 1)		うち受託事業等 (再掲)(注 2) (千円)
	その他(C)	(千円)			0	
			3,214			
備考(注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

事業区分の 1、2 及び 4 にかかる事業の実施状況は、別紙「事後評価」のとおり。

平成 26 年度山梨県計画
に関する事後評価

平成 27 年 11 月

山 梨 県

目 次

1 . 事後評価のプロセス	
(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1
2 . 目標の達成状況	2
3 . 事業の実施状況	9

1 . 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

・平成27年5月26日 山梨県医療審議会において議論

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2 . 目標の達成状況

[凡例]

区域欄

全県： 山梨県全域の目標

中北： 中北区域の目標

峡東： 峡東区域の目標

峡南： 峡南区域の目標

富東： 富士・東部区域の目標

備考欄

複： 平成26年度計画において、計画期間を複数年度としているもの

継： 平成27年度計画の ページに、当該目標に関連した目標を継続して掲げているもの

区域	目標と計画期間	達成状況等 【 継続中 (平成26年度の状況) 】	備考
	<p>県の医療と介護の総合的な確保に関する目標</p> <p>(1) 現状において不足する医療機能の確保</p>	<p>➤ 平成26年度は、新しい基金制度の初年度であり、12月議会での基金条例制定及び補正予算計上となったことから、事業の執行期間が短く、平成27年度も継続して取り組む事業が多くなっている。</p> <p>➤ 地域医療構想の策定前となる現時点においても、医療機能が明らかに不足し、緊急性が高い分野について事業に取り組み、医療機能の確保を推進した。</p>	
全県	<p>○ 平成26年度においては、医療関係団体が自主的に行う地域医療のあり方等の調査・検討を支援することにより、実効性のある地域医療構想の策定準備を行うとともに、地域医療構想策定前においても明らかに不足する医療機能の確保を図る。</p>	<p>➤ 平成27年度に事業完了予定 (【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業) (【No.9】在宅医療・介護連携のあり方調査事業)</p>	複
全県	<p>○ 地域医療構想の策定・達成に向けて、医療関係団体が行う県内医療の受療動向等の調査・検討を支援することにより、医療機関等の自主的な取り組みを促進する。</p>	<p>➤ 平成27年度に事業完了予定 (【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業)</p>	複
全県 中北 富東	<p>○ 地域において安心してお産ができる体制の確保 医師数の減少等を背景とした分娩取扱医療機関の集約に伴う分娩件数の集中化や、産科医不足に対応し、産</p>	<p>➤ 平成27年度に事業完了予定 (【No.2】地域分娩体制機能強化推進事業)</p>	複

<p>全県 峡東 峡南</p>	<p>科外来・助産師外来の増設等を支援することにより、安心してお産ができる体制を維持、確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩取扱病院・診療所数 （県全体） 15 施設 → 15 施設 （中北） 11 施設 11 施設 （富士・東部） 2 施設 2 施設 <p>○ がん医療の均てん化の推進 地域がん診療病院の整備に向けた医療機器整備の支援や技術的支援等により、県内どこでも質の高いがん医療が受けられる体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 （県全体） 2 区域 3 区域 （峡東） 0 施設 1 施設 （峡南） 指定に向けた環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 峡東区域の1施設を地域がん診療連携拠点病院に指定するとともに、峡南区域の1施設に病理診断装置を整備し、平成28年度の指定に向けた体制整備を推進（【No.3】地域がん診療提供体制整備事業） ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 （県全体） 3 区域 （峡東） 1 施設整備 （峡南） 指定に向けた環境整備 	
<p>全県 中北</p>	<p>○ 重症心身障害児(者)に対する入院医療の確保 重症心身障害児(者)の増加により不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床することにより重症心身障害児(者)への適切な医療提供を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児(者)受入病床数 （中北） 214 床 220 床 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成27年度に事業完了予定（【No.4】地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業） 	<p>複</p>
<p>全県</p>	<p>(2) 地域包括ケアの底上げを図るための在宅医療提供体制の確保・充実</p> <p>〔在宅医療の推進〕</p> <p>○ 在宅医療推進体制の整備 医療関係者及び関係多職種による協議会を設置し、在宅医療に関する課題解決に向けた体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成26年度においては、地域包括ケアの底上げを図る観点から、在宅医療に取り組みやすい環境を整備し、在宅医療を担う医師や看護師の確保・養成、医師連携・多職種連携体制の構築等の課題に対応するための取組を総合的に推進した。 ➢ 県医師会における在宅医療推進に向けた体制の整備、在宅医療推進に向けた四師会会長の連携会議の開催、地区医師会における在宅医療推進協議会の設立（【No.5】在宅医療推進協議会設置事業） 	<p>継 24</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 0箇所 → 11箇所 (中北) 0箇所 → 4箇所 (峡東) 0箇所 → 2箇所 (峡南) 0箇所 → 2箇所 (富士・東部) 0箇所 → 3箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 3箇所 (中北) 2箇所 (峡東) 1箇所 (峡南) 0箇所 (富士・東部) 0箇所 	
<p>全県 富東</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療の実施拠点・連携拠点等の確保 複数のかかりつけ医が連携した取り組みを支援し、在宅医療チームの形成を促進することにより、在宅医療を提供する診療所等の増加を図るとともに、医療と介護が連携した多職種協働による支援体制を構築する。 また、在宅医療を提供する診療所等の医療機器等の整備を支援することにより、在宅医療提供機能の充実強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 病院・診療所を中心とした9つの多職種連携チームを形成 平成30年度まで順次事業を執行予定 (【No.6】在宅医療チーム形成促進事業) ➢ 85の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器を整備 平成30年度まで順次事業を執行予定 (【No.7】在宅医療提供体制機能強化事業) 	<p>複 複</p>
<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療の人材育成基盤の整備 在宅医療に取り組む医師や多職種人材を対象とした研修会の実施を支援することにより、在宅医療を担う人材を育成する。 ・訪問診療を行う医療機関数 (県全体) 95施設 105施設 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 在宅医療連携拠点数 (県全体) 4箇所 (富士・東部) 1箇所 (【No.8】在宅医療連携拠点整備事業) ➢ 地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を3回開催 (【No.10】在宅医療人材育成事業) ➢ 平成26年の医療施設調査の結果公表を受けて達成状況を検証 	<p>複</p> <p>継 25</p>
<p>全県</p>	<p>〔訪問看護の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護の推進 訪問看護関係者で構成する協議会の運営により、訪問看護に関する課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、訪問看護の推進拠点を整備し、訪問看護師の確保・定着及び訪問看護ステーションの相互連携を図ることにより、訪問看護の拠点化を推進する。 また、入院医療から在宅医療への移 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 訪問看護推進協議会や、訪問看護にかかる各種研修を開催するとともに、在宅ターミナルケア普及事業として、講演会等を実施 (【No.11】訪問看護推進事業) ➢ 訪問看護の推進拠点機能の設置に向けた運営委員会の開催、訪問看護を活用した在宅療養の普及啓発講演会の開催、普及啓発チラシ等の作成・配布を実施 (【No.12】訪問看護推進拠点事業) 	<p>継 26</p> <p>継 27</p>

	<p>行期において、退院支援マネジメントの標準ツールを作成・普及することにより、適切な退院支援を確保する。</p> <p>〔在宅歯科医療の推進〕</p> <p>○ 在宅歯科医療連携の推進 在宅歯科医療連携室の機能強化や在宅歯科医療の拠点形成の推進とともに、居宅における多職種連携が可能となるツールを作成・普及することにより、多職種連携の推進等を図る。 また、専門的口腔ケア等ができる歯科医師等の人材を育成することにより、在宅療養高齢者への適切な歯科保健医療を確保する。</p>	<p>➤ 退院支援マネジメントの養成検討会議や普及啓発研修の開催、退院支援マネジメントガイドラインの作成・配布を実施（【No.13】退院支援マネジメント養成研修事業）</p> <p>➤ 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応72件、在宅医療機器貸出83件、連携室運営推進協議会開催等の事業を実施（【No.14】在宅歯科医療連携室整備事業）</p> <p>➤ 在宅歯科医療推進に向けた県歯科医師会館改修事業については、平成28年度に完了予定（【No.16】在宅歯科医療連携拠点整備事業）</p> <p>➤ 在宅歯科・多職種連携ツールを作成中であり、介護支援専門員等を対象とした在宅歯科医療研修の開催と併せ、平成28年度まで順次事業を執行予定（【No.17】在宅歯科・多職種連携推進事業）</p> <p>➤ 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において、在宅歯科医療の人材育成に向けた研修会を実施（【No.18】在宅歯科医療人材育成事業）（【No.19】在宅歯科連携人材育成事業）</p> <p>➤ 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備（【No.20】在宅歯科訪問体制強化事業）</p>	<p>継 28</p> <p>継 29</p> <p>複</p> <p>複</p> <p>複 30</p>
<p>中北</p>	<p>○ 高齢者人口の大幅な増加が見込まれる甲府市において、地域の歯科医療関係団体の協力を得て、在宅療養支援室を整備し、地域の特性に応じたきめ細やかな在宅歯科医療提供体制の構築を図る。</p> <p>〔在宅医療（薬剤）の推進〕</p>	<p>➤ 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点となる在宅療養支援室を整備（【No.15】地域在宅療養支援室整備事業）</p>	<p>複 31</p>
<p>全県 中北 峡東</p>	<p>○ 在宅療養拠点薬局の整備 地域ごとに無菌調剤設備を備えた拠点薬局を整備することにより、がん患者等が地域で安心して療養できる環境を整える。</p>	<p>➤ 新たに3地域の薬局で無菌調剤室の整備に着手し、平成27年度に事業完了予定（【No.21】在宅療養拠点薬局整備事業）</p>	<p>複 31</p>

	<p>・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 (県全体) 3地域 6地域 (中北) 1地域 3地域 (峡東) 0地域 1地域</p>		
<p>全県</p>	<p>(3) 医師・看護師等の地域偏在解消を含む医療従事者の確保</p> <p>〔医師確保対策の推進〕</p> <p>○ 地域偏在対策の推進 地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援することにより地域偏在の緩和を図る。 地域の医療機関を活用した研修プログラムの作成、地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施により、地域の医療機関の医師確保を図る。</p>	<p>➤ 平成26年度においては、医療従事者の偏在解消や人材育成基盤の整備に重点的に取り組むとともに、医療従事者の勤務環境の改善に取り組むことにより、医療従事者の確保を推進した。</p> <p>➤ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業（地域枠医学生等への面談、臨床研修指導医講習会や若手医師医療技術向上研修会の開催等）を実施（【No.22】地域医療支援センター運営事業）</p> <p>➤ 地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施 8人（【No.23】医学生定着促進実習支援事業）</p>	<p>継 34</p> <p>継 35</p>
<p>全県</p>	<p>○ 診療科偏在対策の推進 医師不足が特に著しい産科を対象に、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、キャリア形成プログラムの見直し等を行うことにより、産科医の確保を図る。 また、産科医、新生児医療担当医の処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、これらの医師の確保を図る。</p>	<p>➤ 産科後期研修の新規受講者数 2人（【No.24】産科医確保臨床研修支援事業）</p> <p>➤ 分娩手当支給医療機関 17施設（【No.25】産科医等分娩手当支給事業）</p> <p>➤ 新生児担当手当支給医療機関 1施設（【No.26】NICU入室児担当手当支給事業）</p> <p>➤ 地域の小児科医が発達障害児の診療等を担えるようにするためのネットワーク構築事業は、平成29年度まで順次執行予定（【No.27】発達障害児医療支援ネットワーク構築事業）</p> <p>➤ 富士・東部区域における臨床研修医を養成するための研修環境整備事業は、平成27年度に完了予定（【No.28】臨床研修医養成基盤整備事業）</p>	<p>継 38</p> <p>継 36</p> <p>継 37</p> <p>複</p> <p>複</p>
<p>全県 中北</p>	<p>〔歯科医師等の確保対策の推進〕</p> <p>○ 医科・歯科連携に資する人材の養成 がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修を開催することにより、医科歯科連携を推進する。</p>	<p>➤ 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会（2回）を開催（【No.19】在宅歯科連携人材育成事業（再掲））</p>	

<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅歯科医療に対応した歯科医療従事者の養成・確保 在宅歯科医療・専門的口腔ケアに対応した質の高い歯科衛生士を養成する基盤整備を行うとともに、在宅歯科医療や医科歯科連携に資する人材の育成を進める。 また、出産・育児等の一定期間の離職により再就業に不安を抱える女性歯科衛生士を対象に、最新の診療補助技術等の研修を行い、歯科衛生士の安定的な確保を図る。 <p>〔看護職員の確保対策の推進〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会（3回）を開催（【No.38】歯科衛生士確保養成支援事業） ➤ 歯科衛生専門学校の改修・設備整備事業は、平成27年度に完了予定（【No.39】歯科衛生専門学校施設設備整備事業） 	<p>複</p>
<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護職員の資質向上の推進 新人看護職員に対する臨床研修の実施、就業看護職員に対する研修を実施すること等により、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図る。 また、看護師等養成所の運営を支援し、教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多施設合同研修（7日間）、実地指導者研修（6日間）、新人看護職員卒後研修（17病院）、新人看護師指導担当者研修（3日間）、看護職員専門分野研修（認知症看護・緩和ケア7ヶ月間）、看護職員実務研修（3～7日間）、潜在看護職員復職研修（3～5日間）、看護職員実習指導者講習会（40日間）、資質向上研修（21.5日間）等の研修事業や、認定看護師の養成事業（3名）を実施（【No.29】新人看護職員研修事業）（【No.30】看護職員資質向上推進事業） ➤ 専任教員の配置や実習経費等の補助により教育内容の向上を図った看護師等養成所数 3施設（【No.31】看護師等養成所運営費補助事業） 	<p>継 44 継 45</p> <p>継 51</p>
<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護職員確保対策の推進 新卒看護職員のU・Iターンによる就職促進、看護の質の向上や指導管理体制の改善を行う病院へのアドバイザー派遣、看護職員の離職防止を図るための健康相談等の実施により看護職員の確保を図るとともに、ナースセンターとハローワークが情報共有した相談支援を行うことにより、潜在看護職員の再就業を効果的に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無料就職相談会（年2回）、学校訪問（2校）、就職情報誌の作成・配布（3,000部、県外92校）を実施（【No.32】看護職員確保対策事業（新卒看護職員U・Iターン就職促進事業）） ➤ 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣（県内病院17施設 計73回）（【No.33】看護職員確保対策事業（就業環境改善アドバイザー派遣事業）） ➤ 就業継続のための看護職の心の健康 	<p>継 46</p> <p>継 47</p> <p>継 48</p>

富東	<p>○ また、看護師不足が特に著しい富士・東部地域について、看護師の地域偏在の解消に向け、地方自治体が行う大学看護学部誘致を支援することにより看護師確保を図る。</p>	<p>相談の計画的な実施（月2回） （【No.34】看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業））</p> <p>➤ 計画的な就業相談の実施（県内3ハローワーク、各3回実施（富士・東部1回）） （【No.35】看護職員確保対策事業（ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業））</p> <p>➤ 県内5地域での就業相談会や就業支援研修会の開催について、平成29年度まで順次事業を執行予定（【No.36】看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業））</p> <p>➤ 平成28年4月の開校に向け、施設・設備を整備中であり、平成27年度に事業を完了予定 （【No.37】富士・東部地域看護師確保対策事業）</p>	<p>継 50</p> <p>複</p> <p>複</p>
全県	<p>○ 看護管理者を対象に、多様な勤務形態の導入など、看護職員の就労環境改善に必要な知識等の習得を図る。</p>	<p>➤ 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を開催 （【No.40】看護職員就労環境改善事業）</p>	<p>継 53</p>
	<p>〔医療従事者の勤務環境改善の推進〕</p>		
全県	<p>○ 病院内保育所の運営支援 病院等における保育所運営を支援し、働きやすい環境を整備することにより、医療従事者の確保・定着を図る。</p>	<p>➤ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図った民間医療機関 6施設 （【No.41】病院内保育所運営費補助事業）</p>	<p>継 52</p>
全県	<p>○ 小児救急医、救急勤務医の負担軽減策の推進 小児救急患者の輪番制による受入体制及び小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備、救急患者の状態等に応じた搬送のルール化など、救急患者の受入体制を整備し、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、休日・夜間における小児救急医療の確保と小児救急医、救急勤務医の負担軽減を図る。</p>	<p>➤ 小児二次救急輪番体制参加病院数 8病院を維持・確保 （【No.42】小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業））</p> <p>➤ 継続的な小児救急電話相談を実施 （【No.43】小児救急医療提供体制確保事業（小児救急電話相談事業））</p> <p>➤ 救急患者の最終受入医療機関 6施設を確保 （【No.44】救急搬送受入支援事業）</p>	<p>継 39</p> <p>継 40</p> <p>継 41</p>
全県	<p>計画期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p>		

3 . 事業の実施状況

事業の区分	1 . 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1】 地域医療のあり方検討基礎調査事業	【総事業費】 10,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 地域医療構想策定に向け、医療関係団体等が自ら医療機能等の検討を行うために必要となる資料収集及び医療機関の自主的な取り組みを促進する。	
事業の達成状況	・ 平成 27 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 医療関係団体等が必要な資料を収集し主体的に地域医療構想の策定に関与することにより、地域医療構想策定後においても構想の実現に医療関係団体等が自主的に取り組むことが期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助先において、効率的な事業の執行に努めているところである。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.2】 地域分娩体制機能強化推進事業	【総事業費】 167,270 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中北区域における分娩取扱医療機関数の維持・確保 現状：11 施設 目標：11 施設 ・ 富士・東部区域における分娩取扱医療機関数の維持・確保 現状：2 施設 目標：2 施設 (県全体 現状：15 施設 目標：15 施設) 	
事業の達成状況	・ 平成 27 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 外来患者の増加や産科医不足に対応するためには、産科医と助産師による機能分担を推進する必要があるため、設備整備や機器整備による産婦人科外来、助産師外来機能の充実は有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性 設備整備や機器整備を同時に支援することで、地域の分娩体制の強化を効率良く実施できる。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.3】 地域がん診療提供体制整備事業	【総事業費】 13,500 千円
事業の対象となる区域	峡南	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 峡南区域におけるがん診療提供体制の確立 (平成 28 年度の地域がん診療連携拠点病院指定)	
事業の達成状況	・ 病理診断装置の整備 1 施設 平成 28 年度の地域がん診療連携拠点病院指定に向け、体制整備を進めている。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域がん診療連携拠点病院のない峡南区域において、患者が地域で基本的がん診療が受けられるようになり、また、拠点病院の指定を受けるための体制整備を進めることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>補助先において、効率的な事業の執行に努めたことにより、地域がん診療連携拠点病院の早期指定に向けた体制を整備することができた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.4】 地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業	【総事業費】 32,000 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 中北区域における重症心身障害児(者)受入病床数 現状：214 床 目標：220 床	
事業の達成状況	・ 平成 27 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 重症心身障害児(者)受入病床は、中北区域には 2 病院しかなく、国立病院機構甲府病院の利用率は、常時高水準（ほぼ 100%）で推移しているため、重症心身障害児(者)の増加に伴う受入病床数の増床は必要である。</p> <p>(2) 事業の効率性 重症心身障害児(者)のレスパイト入院や在宅療養患者の急変時に対応することができ、安心して在宅療養が可能となる。また、一般病棟入金基本料を障害者施設等入院基本料に算定する病床に転換するため、病床の機能分化を図ることができる。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業																
事業名	【No.5】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 2,140 千円															
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部																
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了																
事業の目標	<p>・在宅医療推進協議会を設置した地域数(県医師会及び地区医師会単位)</p> <table border="0"> <tr> <td>県全体</td> <td>現状：0 地域</td> <td>目標：1 地域</td> </tr> <tr> <td>中北</td> <td>〃：0 地域</td> <td>〃：3 地域</td> </tr> <tr> <td>峡東</td> <td>〃：0 地域</td> <td>〃：2 地域</td> </tr> <tr> <td>峡南</td> <td>〃：0 地域</td> <td>〃：2 地域</td> </tr> <tr> <td>富士・東部</td> <td>〃：0 地域</td> <td>〃：3 地域</td> </tr> </table>		県全体	現状：0 地域	目標：1 地域	中北	〃：0 地域	〃：3 地域	峡東	〃：0 地域	〃：2 地域	峡南	〃：0 地域	〃：2 地域	富士・東部	〃：0 地域	〃：3 地域
県全体	現状：0 地域	目標：1 地域															
中北	〃：0 地域	〃：3 地域															
峡東	〃：0 地域	〃：2 地域															
峡南	〃：0 地域	〃：2 地域															
富士・東部	〃：0 地域	〃：3 地域															
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県医師会において在宅医療推進に向けた体制を整備 ・在宅医療推進に向け4師会会長の連携会議を開催 ・2地区医師会において在宅医療推進協議会を設立 																
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>全県及び一部の地区医師会において、在宅医療推進に向けた体制の整備が進められ、県内における在宅医療提供体制の充実・強化が図られた。</p> <p>また、県医師会主導により、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の4師会会長による連携会議を開催することにより、在宅医療推進に向け全県的な多職種連携推進が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療において中心的役割を期待される医師会が自主的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、県内における在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。</p>																
その他																	

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 30,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 目標：50 施設	
事業の達成状況	・ 在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 9 つの多職種連携チームを形成 ・ 平成 30 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 平成 26 年度に医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 9 つ形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7】 在宅医療提供体制機能強化事業	【総事業費】 525,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 在宅医療の実施に必要な医療機器等の整備を行った医療機関等の数 現状：0 施設 目標：100 施設	
事業の達成状況	・ 85 の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器を整備 ・ 平成 30 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅医療の実施に必要な医療機器やシステム等の整備に対し助成することにより、在宅医療に携わる医療機関の拡大や既存の在宅医療機関の機能が強化され、県内における在宅医療提供体制が充実・強化されている。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助対象を在宅医療に直接使用する医療機器とシステムに限定しており、効率的に県内における在宅医療提供体制の強化が図られている。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8】 在宅医療連携拠点整備事業	【総事業費】 3,975 千円
事業の対象となる区域	富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 富士・東部区域において、在宅医療の推進、介護との連携体制を構築 在宅医療連携拠点設置数 現状：0 箇所 目標：1 箇所	
事業の達成状況	・ 富士・東部区域にある上野原市において、在宅医療推進に向けた拠点を形成 1 箇所 ・ 平成 27 年度も継続して事業を実施	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 住民に最も身近な自治体である市町村において在宅医療推進の拠点が形成されることにより、2025 年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に繋がるものと期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助先において、効率的な事業の執行に努めているところである。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9】 在宅医療・介護連携のあり方調査事業	【総事業費】 5,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 全県的な在宅医療の推進方策や介護等との連携のあり方、人材育成のあり方等の把握	
事業の達成状況	・ 県医師会において在宅医療・介護連携のあり方に向けた調査を実施 ・ 平成 27 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅医療で中心的役割を期待される山梨県医師会において、在宅医療の実施や医療・介護連携の拠点として必要な機能を整備するための調査であり、本県における在宅医療提供体制の強化が一層図れるものと期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助先において、効率的な事業の執行に努めているところである。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.10】 在宅医療人材育成事業	【総事業費】 2,650 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種を対象とした研修会の開催 2 回 ・ 認知症に対する理解・スキルアップ等を図る研修会等の開催 2 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を 3 回開催 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅医療推進に向け、地区医師会で会員のスキルアップを図る研修会を実施するとともに、県民に対し広く在宅医療の普及啓発を実施することにより、提供側及び受療側双方において在宅医療についての理解が深まった。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域において在宅医療の中心的な役割を果たす地区医師会に対し助成を行うことにより、効率的に事業が遂行された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.11】 訪問看護推進事業	【総事業費】 897 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護推進協議会 2 回 ・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業 各 5 日 ・ 訪問看護管理者研修 2 回 ・ 在宅ターミナルケア普及事業 講演会 1 回、パンフレット作成配布 1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護推進協議会 2 回 ・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業 各 5 日 ・ 訪問看護管理者研修 2 回 ・ 在宅ターミナルケア普及事業 講演会 1 回、パンフレット作成配布 1 回 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>訪問看護推進協議会の開催により、県全体の訪問看護の現状や課題を明確し、訪問看護を推進するための訪問看護の課題等に対する方策が検討できた。</p> <p>研修等の実施により、医療との連携、病院や診療所を含めた地域医療における訪問看護の課題等に対応する看護職の質の向上が図られた。</p> <p>普及啓発は、療養者や家族が安心して、地域で暮らすために必要な知識の提供ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に研修事業を委託することにより、効率的に実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.12】 訪問看護推進拠点事業	【総事業費】 1,635 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護を安定的に供給するための拠点機能設置に向けた運営委員会の開催 3 回 ・ 訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会 1 回 普及啓発チラシ作成 50,000 部 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護を安定的に供給するための拠点機能設置に向けた運営委員会の開催 3 回 ・ 訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会 1 回 普及啓発チラシ作成 2 万部 講演会チラシ作成 2 千部 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 訪問看護ステーションの拠点としての機能、訪問看護ステーションのネットワーク化におけるかかりつけ医との連携、県民への訪問看護の普及啓発等を検討し、訪問看護の提供体制の充実を図る拠点として、訪問看護支援センターの設置が決まった。</p> <p>(2) 事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.13】 退院支援マネジメント養成研修事業	【総事業費】 4,501 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援マネジメント養成検討会議 3 回 ・退院支援マネジメント標準ツールの作成 15,000 部 ・退院支援マネジメント普及啓発研修の開催 1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援マネジメント養成検討会議 3 回 ・退院支援マネジメント標準ツールの作成 退院支援マネジメントガイドライン 5 千冊 退院支援マネジメントガイドライン ポケット版 1 万冊 ・退院支援マネジメント普及啓発研修の開催 1 回 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>医療機関と地域の看護職が協働し、在宅医療移行を支援するための退院支援マネジメントガイドラインを作成し、県内の看護職を対象とした研修が開催できた。また、次年度に向け、管理期、リーダー期、病棟看護師等各期に対応した研修等、次年度に開催するための計画策定ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.14】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 4,048 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科医療連携室による相談対応件数 80 件 ・ 在宅歯科医療機器の貸出件数 130 件 ・ 在宅歯科連携室運営推進協議会の開催 1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応 72 件、在宅医療機器貸出 83 件、在宅歯科連携室運営推進協議会の開催 1 回等の事業を実施 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅歯科医療に関する多職種連携に向けた会議の開催、在宅歯科医への在宅歯科医療機器の貸出、県民からの在宅歯科医療に関する相談対応等の業務が円滑に実施され、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.15】 地域在宅療養支援室整備事業	【総事業費】 6,915 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 甲府市歯科医師会内に在宅歯科医療支援室を設置 現状：0 箇所 目標：1 箇所	
事業の達成状況	・ 甲府市歯科医師会内に在宅歯科医療支援に向けた在宅療養支援室を 1 箇所整備	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点を形成することにより、県内で最大の人口を有する甲府市において、地域包括ケアシステムの構築を図る体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性 従来より休日・夜間の救急歯科診療等を実施している甲府市歯科医師会に助成することにより、地域における在宅歯科診療体制の効率的な整備が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.16】 在宅歯科医療連携拠点整備事業	【総事業費】 31,524 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・在宅歯科医療推進に向けた山梨県歯科医師会館の改修 1 箇所	
事業の達成状況	・平成 28 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 高齡社会を迎え在宅歯科診療の重要性が一段と高まっており、在宅歯科医療人材の育成や在宅歯科診療の実施に向けた拠点を整備する必要がある。</p> <p>(2) 事業の効率性 平成 28 年度中の事業完了に向け、効率的に事業を実施する予定である。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.17】 在宅歯科・多職種連携推進事業	【総事業費】 5,766 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科・多職種連携ツールの作成・配布件数 目標：40,000 部作成、県内 500 箇所（歯科診療所等）に配布 ・ 介護支援専門員等を対象とした在宅歯科医療研修の開催数 1 回/年 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会において在宅歯科・多職種連携ツールを作成中 ・ 平成 28 年度まで順次事業を執行予定 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 2025 年を見据え地域包括ケアシステムの構築を図るためには、在宅歯科医療と多職種との連携が必要であり、具体的なツールの策定や研修の実施により、在宅歯科医療に関する多職種連携を推進する本事業の有効性は高い。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助先において、効率的な事業の執行に努めているところである。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.18】 在宅歯科医療人材育成事業	【総事業費】 1,700 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科医療人材育成研修会の開催回数 2 回 ・ 在宅歯科医療事例集の作成・配布 目標：600 部作成、県内 500 箇所（歯科診療所等）に配布 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会において在宅歯科医療人材の育成に向けた研修会を 2 回開催 ・ 平成 27 年度まで順次事業を執行予定 	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 歯科医療従事者への研修を実施することにより、在宅歯科医療に携わる歯科医療従事者の拡大及び在宅歯科医療についての知識の高度化が図られ、県内における在宅歯科医療提供体制が一段と強化された。</p> <p>（２）事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行されている。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.19】 在宅歯科連携人材育成事業	【総事業費】 801 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科連携人材育成研修会の開催回数 山梨県歯科医師会：1 回 甲府市歯科医師会：1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会を 2 回開催 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据え地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅歯科医療と介護などの多職種連携を推進する必要があり、研修会形式で在宅歯科と多職種連携を図る本事業は高い有効性を有している。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会へ助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.20】 在宅歯科訪問体制強化事業	【総事業費】 4,291 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 在宅歯科診療訪問車の整備 1 台	
事業の達成状況	・ 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備 1 台	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅歯科医療連携室を実施するなど在宅歯科医療に中心的な役割を果たしている山梨県歯科医師会に在宅歯科診療訪問用の車輛を整備することで、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅歯科医療の中心的な役割を果たす山梨県歯科医師会へ助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.21】 在宅療養拠点薬局整備事業	【総事業費】 35,000 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東	
事業の期間	平成 26 年 12 月 20 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 県全体 現状：3 地域 目標：6 地域	
事業の達成状況	・ 新たに 3 地域の薬局で無菌調剤室の整備に着手 ・ 平成 27 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 高い無菌性を有する注射薬や輸液などを身近な薬局で調剤できる無菌調剤室を共同利用できる形態で薬局に整備することにより、がん患者等が在宅で療養できる体制を整備することができる。</p> <p>(2) 事業の効率性 構想区域ごとに共同利用のための無菌調剤室を整備することで、広く県内において無菌調剤ができる体制を構築することができる。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 20,900 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域枠医学生等への面談者数 27 人 ・ 後期研修プログラムの作成 ・ 地域医療機関への斡旋等医師数 2 人 ・ 臨床研修指導医講習会の開催 1 回 ・ 若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域枠医学生等への面談者数 55 人 ・ 総合診療専門医養成プログラムの作成 ・ 地域医療機関への斡旋等医師数 0 人 ・ 臨床研修指導医講習会の開催 1 回 ・ 若手医師医療技術向上研修会の開催 2 回 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域枠医学生等への面談の実施や若手医師医療技術向上研修会の開催を通じて、地域医療に対する意識付けを図ることができた。</p> <p>また総合診療専門医養成プログラムが作成されたことから、今後は地域医療機関でのプログラム研修の実施が可能となるため、地域医療機関の医師確保につながってくる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医師の各種研修や派遣調整に関するノウハウのある山梨大学医学部に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23】 医学生定着促進実習支援事業	【総事業費】 2,138 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 地域の医療機関における実習参加者数 140 人	
事業の達成状況	・ 地域医療機関における実習参加者数 8 人	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 学生の時期から地域医療機関での実習を体験することにより、地域医療への関心が向くように意識付けを図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 医学生の体験実習に関するノウハウを持っている山梨大学医学部に対し助成することにより、効率的な事業の実施が図られた。</p>	
その他	年度中途の事業実施となり、予定どおりの参加者が集まらなかった。	

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24】 産科医確保臨床研修支援事業	【総事業費】 6,700 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・産科後期研修の新規受講者数 3 人 参考 新規受講者数の過去 5 年間平均 2.8 人	
事業の達成状況	・産科後期研修の新規受講者数 2 人	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、毎年、数名の研修医が受講していることから、本事業は、産科医の確保に有効と考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 毎年度、研修内容の検証及び改善等を行っている事業であり、効率的に事業が執行されている。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25】 産科医等分娩手当支給事業	【総事業費】 71,793 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>・地域における産科医療提供体制の維持・確保を図るため、現在の分娩取扱医療機関 17 施設を維持する。</p> <p>分娩手当支給医療機関数 現状：17 施設 目標：17 施設</p>	
事業の達成状況	<p>・分娩手当支給医療機関数 17 施設に対し実施</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 手当を支給する医療機関に対し助成することで、本県の産科医の確保に資する事業である。</p> <p>(2) 事業の効率性 勤務環境が過酷とされる医師・助産師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い(無駄のない)事業と考える。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26】 NICU 入室児担当手当支給事業	【総事業費】 2,080 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 新生児担当手当支給医療機関数 現状：1 施設 目標：1 施設	
事業の達成状況	・ 新生児担当手当支給医療機関数 1 施設に対し実施	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 手当を支給する医療機関に対し助成することで、本県の新生児医療担当医の確保に資する事業である。</p> <p>(2) 事業の効率性 勤務環境が過酷とされる医師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い(無駄のない)事業と考える。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 2,680 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 発達障害の診療を標榜する医療機関 現状：13 箇所 目標：増加	
事業の達成状況	・ 平成 29 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 発達障害のある子どもがより身近な場所で医療が受けられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、治療について習得する機会を確保することは有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性 発達障害や子どもの心の問題に関する相談・診療を行っている山梨県こころの発達総合支援センターが事業主体となることで、効率的に事業を実施することができる。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.28】 臨床研修医養成基盤整備事業	【総事業費】 1,000 千円
事業の対象となる区域	富士・東部	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 富士・東部区域における臨床研修医採用数 2 人	
事業の達成状況	・ 平成 27 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 臨床研修医を養成するための研修環境を整備することで、富士・東部区域の医師不足解消に向け、継続した臨床研修医の確保を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 富士・東部区域で唯一の臨床研修病院である山梨赤十字病院へ助成することにより、効率的な事業の実施を図ることができる。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.29】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 17,403 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修に参加した新人看護職員の臨床実践能力の獲得、適切な研修実施体制の確保 <li style="padding-left: 20px;">・ 多施設合同研修の実施 7 日間 <li style="padding-left: 20px;">・ 実地指導者研修の実施 6 日間 <li style="padding-left: 20px;">・ 新人看護職員卒後研修の実施 23 病院 <li style="padding-left: 20px;">・ 新人看護師指導担当者研修の実施 3 日間 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修に参加した新人看護職員の臨床実践能力の獲得、適切な研修実施体制の確保 <li style="padding-left: 20px;">・ 多施設合同研修の実施 7 日間 <li style="padding-left: 20px;">・ 実地指導者研修の実施 6 日間 <li style="padding-left: 20px;">・ 新人看護職員卒後研修の実施 17 病院 <li style="padding-left: 20px;">・ 新人看護師指導担当者研修の実施 3 日間 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業により、大規模病院から中小規模病院まで、新人看護職員に対する臨床研修の実施に対する支援がなされ、看護の質の向上や安全な医療の確保が図られた。また、実地指導者や指導担当者に対する研修の実施により、より充実した研修体制が確保できたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>実地指導者研修・多施設合同研修・新人看護師指導担当者研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.30】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 10,856 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各研修対象者に対して研修等の情報提供・普及活動の実施 ・ 看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間） ・ 看護職員実務研修の実施 3～7 日間 ・ 潜在看護職員復職研修事業 3～5 日間 ・ 看護職員実習指導者講習会の実施 40 日間 ・ 認定看護師の養成 5 名 ・ 資質向上研修 21 日間 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各研修対象者に対して研修等の情報提供・普及活動の実施 ・ 看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間） ・ 看護職員実務研修の実施 3～7 日間 ・ 潜在看護職員復職研修事業 3～5 日間 ・ 看護職員実習指導者講習会の実施 40 日間 ・ 認定看護師の養成 3 名 ・ 資質向上研修 21.5 日間 	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 本事業を通じ、看護職員がより専門的な知識や技術を習得し、質の向上が図られた。また、復職研修の実施により、潜在看護職員の復職の支援がなされ、看護職員の確保が図られた。</p> <p>（２）事業の効率性 認定看護師養成研修・看護職員実務研修・潜在看護職員復職研修・資質向上研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.31】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 95,100 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 専任教員配置、実習経費等により教育内容の向上を図った養成所数 3 施設	
事業の達成状況	・ 専任教員配置、実習経費等により教育内容の向上を図った養成所数 3 施設	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 養成所の運営に対する支援により、看護師等養成所入学者の安定的な確保、看護職養成の段階における質の高い教育の実施がなされ、教育内容の向上が図られた。さらに、看護師養成所卒業生の県内就業へ結び付けることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 養成所運営費の支援と併せて、各養成所の教務主任等との情報交換会を実施し、教育内容の質の向上がより効率的に図られた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.32】 看護職員確保対策事業 (新卒看護職員 U・I ターン就職促進事業)	【総事業費】 1,638 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料就職相談会の実施 年 2 回 ・ 学校訪問の実施 50 校訪問 ・ 就職情報誌の作成 3,000 部 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料就職相談会の実施 年 2 回 ・ 学校訪問の実施 2 校訪問 ・ 就職情報誌配布 県外 92 校 ・ 就職情報誌の作成 3,000 部 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、県外で就学している看護学生に対して県内の病院の魅力や特性、就職情報などを発信することができたと考え</p> <p>(2) 事業の効率性 就職相談会の開催にあたり、県の合同就職相談会への参加や、ノウハウのあるナースセンター職員に協力を依頼し、効率的に就職情報等の発信ができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.33】 看護職員確保対策事業 (就業環境改善アドバイザー派遣事業)	【総事業費】 1,051 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣 年 4 回、県内病院 20 施設 (各施設における自己点検により事業効果を測定する)	
事業の達成状況	・ 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣 県内病院 17 施設 計 73 回 (各施設における自己点検により事業効果を測定する)	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>事業実施後評価において、施設評価及びアドバイザー評価とも、実施した 17 施設中 9 割以上の施設において、到達目標に「達成できた」または「ほぼ達成」との結果になり、施設から効果的であるとの評価が得られている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>派遣するアドバイザーの登録も 36 名とアドバイス内容も多岐にわたり、施設の課題に応じた対応を行うことができています。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.34】 看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業）	【総事業費】 654 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・就業継続のための看護職の心の健康相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談の計画的な実施 月 2 回 ・相談希望数及び健康相談者の継続就業状況 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・就業継続のための看護職の心の健康相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談の計画的な実施 月 2 回（半日） ・相談希望数及び健康相談者の継続就業状況 	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 相談者も多く、仕事に関する悩み等に対して、臨床心理士が対応することにより、心の悩みが解消でき、離職防止に繋がっている。</p> <p>（２）事業の効率性 相談場所をナースセンターの相談室の他、地域の会場において実施するなど、相談者の利便性に配慮し、きめ細やかで効率的な事業を実施している。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.35】 看護職員確保対策事業 (ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業)	【総事業費】 143 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な就業相談の実施 県内 3 ハローワーク、各 3 回実施 平成 27 年度以降は、就業相談の実施数及び就業相談等の支援により、再就業した看護職員数にて事業効果を測定 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な就業相談の実施 県内 3 ハローワーク、各 3 回実施 (富士・東部のみ 1 回) 平成 27 年度以降は、就業相談の実施数及び就業相談等の支援により、再就業した看護職員数にて事業効果を測定 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 認知度の高いハローワークと連携することにより、ナースセンターの知名度の向上に結びつくとともに、地域において実施することによって、相談者の利便性の向上に繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性 訪問日を「木曜日」と決め、定期的に巡回することにより、相談者に相談日の周知を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.36】 看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業）	【総事業費】 3,200 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員就業相談会の開催 年 1 回（5 地域） ・就業支援（就業継続）のための研修会の開催 年 1 回（5 地域） 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度まで順次事業を執行予定 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 平成 29 年度まで順次事業を執行予定であり、効果的な実施方法について関係者と協議を進めている。</p> <p>（2）事業の効率性 地域ごとの病院の看護管理者等が集まる場を活用し、事業を効率的に推進できるように検討を行っていく。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.37】 富士・東部地域看護師確保対策事業	【総事業費】 901,126 千円
事業の対象となる区域	富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月の開校に向けた施設・設備整備 開校後の目標 卒業生(80 人)のうち県内施設への就業者数 40 人(定員の 50%) 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月の開校に向け、施設・設備を整備中 ・平成 27 年度に事業完了予定 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地元市においても、平成 28 年度開校に向け順調に手続きを進めている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地元の市町村へ支援することにより、地域全体において看護師確保に向けた取り組みが期待できる。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.38】 歯科衛生士確保養成支援事業	【総事業費】 810 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医衛生士養成確保研修会の開催 3 回 ・ 歯科衛生士養成確保研修を受講した歯科医衛生士数 20 名 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を 3 回開催し、19 名が受講 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 即戦力となる離職歯科衛生士の復帰に向け、座学とともに歯科診療所での実地研修を実施することで、就業歯科衛生士が不足している本県において、歯科衛生士の確保が推進された。</p> <p>(2) 事業の効率性 研修の実施に豊富なノウハウを有するとともに、県内で唯一の歯科衛生士専門学校を運営する山梨県歯科医師会へ助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.39】 歯科衛生専門学校施設設備整備事業	【総事業費】 19,100 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	・ 障害者や ICT 教育に対応した施設への改修 1 箇所	
事業の達成状況	・ 平成 27 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 質の高い歯科衛生士の養成に向けては、新しい歯科医療機器への対応など歯科衛生士の教育環境改善を推進する必要がある、本事業の有効性は高い。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助先において、効率的に事業を執行しているところである。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.40】 看護職員就労環境改善事業	【総事業費】 162 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修の開催 1 回 (研修会開催時のアンケート調査により事業評価を実施) 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修の開催 1 回 (研修会開催時のアンケート調査により事業評価を実施) 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 アンケート回答者のうち 9 割を超える参加者から「とても参考になった」または「参考」になったとの回答結果が得られ、看護管理者として勤務環境改善に生かせる研修となった。</p> <p>(2) 事業の効率性 各病院・診療所の管理者等が参加する医療安全の研修会と合同で開催し、医療事故防止と併せ看護師等が健康で安心して働くことができる環境の整備について、医療機関全体で取り組むことができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.41】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 54,290 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図る民間医療機関数 7 施設	
事業の達成状況	・ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図る民間医療機関数 6 施設	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、女性職員をはじめとした医療従事者の勤務環境の改善が図られ、離職防止や再就業促進に効果があったと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 就業環境改善アドバイザー派遣事業等、他の看護職員離職防止事業と併せて実施しており、より効率的に勤務環境の改善が図られたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.42】 小児救急医療体制確保事業 (小児救急医療体制整備事業)	【総事業費】 52,926 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 小児二次救急輪番体制の維持・確保 小児二次救急輪番体制参加病院数 現状 : 8 病院 目標 : 8 病院	
事業の達成状況	・ 小児二次救急輪番体制参加病院数 8 病院を維持・確保	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 小児科を標榜する病院が輪番体制による小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備し、輪番体制を維持することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.43】 小児救急医療提供体制確保事業 (小児救急電話相談事業)	【総事業費】 20,600 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 継続的な小児救急電話相談の実施 小児救急電話相談の実施による、不要・不急の受診の抑制	
事業の達成状況	・ 継続的な小児救急電話相談を実施	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>県内において、患者の病状に応じた適切な医療が受けられるようにし、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図り、小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>小児初期救急医療センター事業を実施する甲府市医師会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.44】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 58,424 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・最終受入医療機関の確保 現状：6 施設 → 目標：6 施設 ・救急患者受入要請回数 4 回以内の割合 現状：97.8% → 目標：98.5% 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・最終受入医療機関数 6 施設を確保 ・救急患者受入要請回数 4 回以内の割合は、今後取りまとめられる集計結果を元に検証 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 救急患者の搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、最終受入医療機関の継続的な確保により、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		